

令和5年6月8日

令和5年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

令和5年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和5年6月8日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 21名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久	
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山 信幸	
教 育 長 古橋 重和	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事	辻里 光則
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事	松本 啓子
財政改革部長	相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長	松井 清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田 圭介
都市整備部長	奥 和平	財政改革部副理事 兼財政改革課長	内山 弘幸
教 育 次 長	小川 正純		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年6月7日から6月27日（21日）

○会議録署名議員

3番 早 川 良 4番 中 原 晶

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第26号	専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第12次）
日程第 3 議案第27号	専決処分の承認について（令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））
日程第 4 議案第28号	専決処分の承認について（令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第5次））
日程第 5 議案第29号	専決処分の承認について（令和4年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））
日程第 6 議案第30号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第2次）について
日程第 7 議案第31号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第3次）について
日程第 8 議案第32号	岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 9 議案第33号	岬町教育委員会委員の任命について
日程第10 諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第11 諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第12 諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第13 報告第 3号	令和4年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第2回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

初めに、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

今月、2日から3日かけて、台風2号や梅雨前線の影響により各地で浸水などの被害が続出しています。被害に遭われた方々とそのご家族、関係者の皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げます。併せて、岬町で発生した被害に対する迅速な対応を求めるものです。

先月行われたG7広島サミットでは、被爆地広島での開催であったにもかかわらず、核兵器による威嚇によって他国を抑えようという核兵器抑止力論を公然と唱える一方で、世界の92カ国が署名をし、既に国際法としての効力を発揮している核兵器禁止条約を無視する姿勢を取りました。開催地広島はもとより、全国に失望と批判が広がっています。加えて、環境、ジェンダー、人権などの課題で、日本は異常な立ち遅れを露呈することとなりました。

また、悪法の強行が相次ぐ異常な国会となっておりますが、5年間で43兆円という大軍拡によって、岬町の住民の皆さんが影響を受けないはずはありません。マイナンバーをめぐるトラブルが全国で続発する下で、来年秋に現在の保険証を廃止し、事実上のマイナンバーカードの義務化が強行されました。命と健康に関わる重大なトラブルが発生しており、住民をその危機にさらすだけでなく、無保険者を生み出すことになることも明らかです。

岸田政権の推し進める政治の下で、岬町の皆さんにも少なくない影響が及ぶことは目に見えています。岬町が地方自治法の本旨である住民の福祉の増進という役割を果たす最大限の努力を求めて、質問を始めたいと思います。

1点目に、学童保育の運営について質問いたします。

共働き世帯が増加し、学童保育の利用者も増える中、子どもたちの安心・安全な環境の確保と健全な発達・成長が保障されているのかについて、お尋ねしたいと思います。

まず初めに、学童保育の歴史についてお尋ねしたいと思います。

学童保育には半世紀以上の歴史があります。働く保護者のニーズから生まれた学童保育は、国の法律がない下で、保護者と指導員、地域と自治体の共同でつくられ、関係者による運動により普及と発展を遂げてきました。法的な整備が整えられたのはここ25年程度のことでありますが、法的な位置づけの経過、並びに岬町での整備についてもお答えをいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学童保育につきまして、これまでの経過につきましてお話をさせていただきたいと思います。

平成9年、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の内容について、放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業をいうものとするのが明記されました。

岬町におきましても、平成13年度、淡輪小学校、深日小学校の空き教室を利用して学童保育を開始。当初、多奈川小学校におきましては希望者がなく、多奈川小学校における学童保育につきましては平成16年から平成18年度に実施された経緯がございます。現在でも、深日小学校学童保育室において合同で行っております。平成17年4月、学童保育に関する条例及び本条例の施行規則が施行されまして、その年に学童保育の時間が午後5時までから午後7時までに延長したと記憶しております。

平成24年の児童福祉法の改正により、国が省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえて、条例で基準を定めなければならないこととされ、その後、平成26年、厚生労働省令においてその設備及び運営に関する基準が策定されたことを受けて、条例を制定いたしました。この間、平成25年度から、小学校3年生までから6年生に拡充したと記憶しております。さらに平成27年には、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた、放課後児童クラブ運営指針が策定されております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 学童保育の経過についてお示しをいただきました。岬町におけるその都度の拡充についても、お示しいただいたところです。保育時間の延長、また、学年の拡大等についても努

力を行ってきたということをお聞きいたしました。

それでは、設備及び運営に関する基準というのが公布されたということをお先ほどご紹介いただきましたけれども、その中に示されている学童保育の基本理念について、どのように定められているかご紹介いただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

学童保育は小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性、及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図るものとされております。

先ほど議員が言われましたように、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例には、第3条で基本理念が規定されておりますが、そちらでは、「この条例で定める基準は、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」と規定されております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ご紹介いただき、ありがとうございます。

それから、もう一つ、先に学童保育の経過の中でお示しをいただいた放課後児童クラブ運営指針にも触れられておりましたけれども、その運営指針では、より具体的に内容が示されたというふうに先ほどご紹介がありました。

この運営指針では、学童保育が子どもの権利条約の理念に基づいて運営するということを示しています。具体的には、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利など、子どもの発達する権利を保障する事業として学童保育が設置されており、非常に重要な事業であるということ、まずは確認したいと思います。

そして、先ほどご紹介いただいた基本理念をどう実現するのかということについて、一つ一つお尋ねしていきたいと思います。

まず初めに、学童保育の利用人数についてお聞きしたいと思います。

岬町が定めている条例や運営指針では、支援の単位、これは子どもの集団の規模のことを指しておりますけれども、この支援の単位というのをどのように定めているかお聞きしたいということと、併せて、規則で定めている定員についてもお示しいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

支援の単位につきましては、児童の集団の規模ということで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものとされております。

また、国の運営指針によりますと、この単位には、児童が相互に関係性を構築し、一つの集団としてまとまりを持って共に生活をしながら、放課後児童支援員等が個々の児童と信頼関係を築くことができる規模として、おおむね40人以下と定められており、45人を超えるような学童保育室は、支援の単位を2単位に分割することが好ましいと考えられております。

また、岬町学童保育に関する条例施行規則では、淡輪学童保育室の支援の単位として2単位で、1単位の定員が45人の合計90人、深日学童保育室は1単位で定員30人、多奈川学童保育室は1単位で定員が30人となっております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ありがとうございます。支援の単位、1つの集団としてまとまりを持って支援が行われる単位ということでありますけれども、基準等の中ではおおむね40人以下という考え方が示されています。そして、岬町の規則に定めている定員としては、淡輪学童保育室が1、2と2つの支援ということになっておりまして、45人ずつということで定員は90人ということだと思います。深日と多奈川については、規則の中でそれぞれ30人というふうに定められているということでしたが、初めにあったとおり、現在は多奈川学童保育室は設置しておらず、深日学童保育室で合同で行っているということで、淡輪については定員が90人、深日については定員が30人というのが岬町の規則で定めている定員ということでありました。

では、実際の登録者数がどうなっているのかをお聞きしておきたいと思います。今年度の登録者数をお示しいただきたいと思います。淡輪、深日それぞれ、長期休暇も含めて登録者数についてお示しいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

各学童保育室の登録者数でございますが、令和5年度5月末現在の登録者数として、淡輪学童保育室は148人、深日学童保育室は39人です。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいたとおり、いずれも規則で定めている定員を上回っている状況

にあります。先ほど確認したとおり、淡輪学童保育室については定員は90人、深日学童保育室については定員は30人ということですので、特に淡輪学童保育室については大きく上回る状況となっているということでもあります。

この上回っている状況は、事前に資料を請求いたしまして、過去10年に遡って登録者数を確認させていただきましたところ、10年前から既に定員を上回る登録者数となっていることも、同時に確認をさせていただいているところでもあります。近年、その上回る数が顕著であるということから、健やかに育成されることを保障するという理念の達成について不安を感じているために、今回は質問をさせていただくこととしました。

今、人数をお聞きいたしました。実際にはどのように子ども集団、いわゆるクラス編成ということかと思えますけれども、子ども集団を編成しているのかについてお聞きします。

先ほど、今あるルールについてお聞きいたしました。定員や基準についてどのように定めているかお聞きしたところではありますが、その中の答弁で、45人を超えるところについては2単位に分割するのが望ましいという言葉もいただいたところでもあります。支援の単位、淡輪では2ということになっておりますが、その辺りの運営は実際どのようになっているのか。支援の単位が2ということは、2クラスでの運営かと考えますけれども、実際はどのように運営されているのかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

規則では淡輪学童保育室が2単位、深日学童保育室、多奈川学童保育室はそれで1単位と規定されておりますが、現在学童保育室は、深日学童保育室では1教室で、淡輪学童保育室は今年度より利用人数が多いこともあり、3つの教室に分けて運営しております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ということでいますと、規則では2というふうに定めているけれども、淡輪学童保育室では3ということになっていると、実態としてはということですが、その辺りについては必要な見直しがあればご検討いただきたいと思います。

深日の1というのは、定員の30人から見ると登録が39人ということで上回っていて、これも利用率がどの程度かという問題はありますけれども、大変ではないかなという不安を感じる場所です。淡輪については3クラスの編成ということでもありますけれども、これは登録者数から単純に考えますと、1クラスが50人近くというふうになるのではないかと思いますので、とても目が行き届かない状況にあるのではないかとこのように不安を感じる場所です。

より深刻な淡輪学童保育室について、もう少し踏み込んでお尋ねしたいと思います。

3クラスの編成になったのは今年度からと、先ほどご答弁をいただきました。それは妥当なところだと思います。必要な改善だと思えますけれども、このクラス編成についての基本的な考え方はお持ちなのでしょうか。どういう状況になったらクラスを分けると、何人で1クラスというような、その辺りの考え方について、もしお考えがあればお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

先ほど淡輪学童保育室については、今年度利用人数が多いということで3つの教室に分けて運営しているということでお話しさせていただきましたが、今年の登録者人数が148人ということで、年度当初、利用される人数を見てみますと、大体90人程度の推移で利用されております。それ以外の方につきましては、事情はよく把握はしておりませんが、いざ学童に預けたいとなった場合にすぐにでも預けられるように、まずは登録しておこうというような動きもあって、そういった登録をしていただいている方もおられるかもしれないということです。

当初90人ということで、2クラスに分けますと45人ということで1クラスに入り切れない状況もあることから、3クラスに分けて行ったところですが。特にこういった期待があつての判断ではなくて、その事情に応じて今回3クラスにさせていただきましたところですが。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 毎日の利用者が90人程度という状況になってきて、3クラスの編成に今年度から変えましたということでした。登録者数でいいますと、昨年度についても、年度末で淡輪においては142人という数でありまして、今年度148人と大きく変わらない状況だと思います。

それから、事前に資料で最大の利用者数を月ごとに頂いておりました。それによりますと、昨年度と今年度、今年度はまだ始まったばかりですけど、あまり実態としては変わらない、90人前後というような1日の最大利用者数があるのが実態かと思えます。

そういう意味でも、3クラスに分割したという運営は適切だと思いますけれども、先ほどのお答えの中で、クラス編成の基本的な考え方については少し曖昧な答弁かなという印象を持ちました。推測するに、特段の分け方についての基準、基本的な考え方については、まだ十分な検討がなされていないのではないかという印象を受けました。

そうであるならば、クラス編成という非常に大事な子どもの毎日の生活の基盤となる集団、それを2クラスにするのか3クラスにするのか、その辺りについてどうしても場当たり的になってしまうわけですね。今回の事態についても、今の答弁から推測するに、3つに分割しないととて

もやっていけないという状況に立ち至って分割したのではないかという印象を受けたんですね。

子どもたちの毎日の放課後の生活、夏休みについてはほぼ1日ということにもなるでしょうけれども、そういった大切な場所が不安定になってはいけませんので、やはりクラス編成については一定の考え方を持つべきかと思っています。場当たりのにならない、安定して安全な保育環境が確保できるということが大切だと考えるからであります。

このクラス編成の考え方について、一定の基準をやはりお決めになるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。ぜひ検討をいただきたいと思うのですが、お考えをお尋ねしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりです。安全・安心の保育が確保できるように、適切にクラス編成を考えながら今後、一定のルール、規定を設けて運営していきたいと考えます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私自身は、1クラスの規模としては30人程度を上限に考えるべきだというふうに思っています。ただ、学童保育室や指導員の確保が必要ですので、これは単純にはいきません。とはいえ、1クラス30人程度を目指していただきたいと思っています。

なお、クラス編成について今、一定のルールを考えていきたいということがご答弁としてありました。これを考えるに当たっては、現場の指導員の皆さんの意見もよく聴いて進める必要があると思いますけれども、ルールを検討するに当たって指導員の皆さんの意見もお聴きになるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

やはり現場で携わっていただけてます支援員の方々の意見も十分に聴いた上で、検討していきたいと思えます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ぜひ現場の皆さんの声も聴きながら、子どもたちの健全な成長を支える環境をつくっていただきたいと思えます。

角度を変えて、施設の面からお聞きしておきたいと思えます。

施設といっても、要するに面積、広さの問題ですね、お聞きしたいのは、岬町が定めている条例による、子ども1人当たりの必要とされている面積、広さ——「専用区画」という言い方をい

たしますけれども、それはどのように定められているのか、また、登録者数との関係で、この専用区画の基準を現在満たしているのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例には、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとなっております。小学校の1教室の広さは67.5平方メートルあるため、約40人の計算になります。淡輪学童保育室においては、3教室を使用しているため120人が可能となる計算になり、現在登録者数は148人ではありますが、ここ最近の1日の最高利用人数は98人、続いて97人、その他の日は90人以下で、少ない日では65人の日もあることから運営上、基準を満たしていると考えます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、淡輪についてお示しいただきました。深日についても基準は同じですよ、1人につきおおむね1.65平方メートル以上ということで。登録者数との関係でいうと、深日は39人ということでありましたから、1つの教室67.5平方メートルを利用するということでありますと40人までということで、深日については登録者数との関係でギリギリ満たしているということだと思います。淡輪については、おっしゃったとおり、登録者数との関係でいいますと基準を満たしていないという状況になっております。実際の運営の中では、日によって満たしている状況かなということだというふうに今お聞きしました。

ただ、これは実際の利用はたまたまこうなっているという話であって、満たす必要があるのは、登録者数に応じたサービスの状況を用意しないといけないということだと思うんですね。ですので、今は何とか満たせている状況にはあるということですが、やはり改善の方向を目指すべきだと思います。

ただ、これはなかなか困難もあるというふうに私は思っています。1つは、学童保育室の確保です。小学校の空き教室を利用しているという状況ですから、小学校の授業に差し障りがない部屋の確保ということが必要になりますし、もう一つの困難は、指導員の確保だと思います。ですので、解決を目指しつつ、一足飛びの解決は困難だという状況もあると思いますので、そのことは認識しながら、ぜひ一刻も早く解決されるよう、基準を満たせる状況がつけられるように検討していただきたいと思います。

ここでもう一つ言っておきたいのは、こういう基準が登録者数から見ると満たせていない状況、

これは思わしくはないのです。思わしくはないのですけれども、ただ、岬町として一つの努力だというふうにも私は考えています。というのは、定数を上回る受入れを決定しているということは、何とか必要な子どもたちを受け入れたいという気持ちの表れだと私は評価も同時にしていますので、ぜひその方向を、安全と安心を確保するということも同時に満たせるようにご検討をいただきたいと思います。

もう一方の角度で、職員の配置について確認しておきたいと思います。

指導員の配置基準を満たしているか、また、指導員の中での任務分担等があればこの機会にお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、職員は支援単位ごとに2名以上となり、そのうち1名は放課後児童支援員の資格を有するものでなければならないと規定されています。

淡輪学童保育室の支援員などの配置につきましては現在、3つの教室に分けて運営しており、平日の放課後、学童が開始する最も児童数が多い時間帯については、各教室に3人を配置して合計9人体制で実施し、午後5時の終わりの会の終了後から午後7時の学童終了までは、残る児童の人数に合わせて使用する教室も減らしながら、支援員などの配置も縮小して実施しております。

任務分担につきましては、学童保育室ごとにリーダー及びサブリーダーを決めていまして、会議のまとめ役や子育て支援課とのパイプ役も担っていただいております。そのほか出欠確認や連絡帳の確認など各学童保育室で役割分担し、円滑に学童保育が運営できるよう努めているところでございます。

学童の日常の中で、学童保育室では異年齢によるクラス編成を行っております。上級生は自分より年下の子どもと交流するとき、見本となる行動を取ろうと考えたり、お世話をしたり、同年齢の子どもと接するときは、異なった接し方を意識するきっかけになっています。年下の子どものお世話を通して優しさや思いやりを育む機会も得られ、自分より年上の子どもたちと交流する場合は、遊びながら自分の意思を伝える練習ができ、また、お世話をしてもらうことで上級生の優しさや思いやりを感じることができます。このような児童の日常の中で協調性や社会性が身につき、健全な発達育成につながるものと考えます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 職員配置については、非常に手厚くされているという印象を持ちました。また、

クラス編成についてもご紹介をいただきましたが、異年齢の交流が非常に少なくなっている昨今でありますので、その中でクラス編成についても工夫されていることも今お聞きして、認識したところであります。

役割分担について、リーダーやサブリーダー、出欠確認、連絡帳の担当など、様々な分担をしながら運営を進めていることをお聞きしました。ちなみにこのリーダーやサブリーダー、とりわけリーダーは一定の役割が求められると思いますが、聞いたことはありませんけれども、特段にリーダーに対する手当のようなものは保障されているのでしょうか。

首を斜めにしているので、「ない」というふうに理解いたします、分かりました。特にそういった手当等はないということであります。

私はこの手当のことを今お聞きしましたけれども、指導員の仕事というのは非常に大変だと思うのです。子どもたちと過ごす時間だけが仕事ではないと思っています。ここでお尋ねするのは、指導員にはどのような職務や責任が課されているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えさせていただきます。

国が定めました放課後児童クラブ運営指針の第7章において、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めなければならないとされております。また、子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意をもって対応し、その内容や対応について職員間で共有する、そして、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たっての課題等について意見交換を行うことにより、事務内容を向上させるよう努めると規定されております。

実際には、先ほど申し上げましたとおり出欠確認や連絡帳の確認など、また、保護者対応、子育て支援課への報告、連絡、相談など、円滑に学童保育が運営できるようお願いしているところです。

○竹原伸晃議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　非常に幅広い、一つ一つは大切ですがけれども、事によったら時間がかかったり苦労もされることが考えられます。

先ほどは運営指針をご紹介いただきましたけれども、学度保育には様々なルールがありまして、衛生的な環境を整えることであるとか、あとはコロナの折には大変ご苦勞されたと思いますけれども、感染症の問題・対策、それから、これからの季節は食中毒の防止などについても気を配らなければなりません。そういった健康面の管理も必要でありますし、情報交換や事例検討等と、

また保護者への対応というようなことが今答弁でありましたが、例えば、虐待が疑われるような案件があった場合、関係機関との緊密な連携も必要になってきますし、事故が発生した折なども、その対応が必要になってくるということで、普段子どもたちと過ごす時間だけでもすごく大変だと思うのですが、その前には環境をしっかりと整えておかねばならない、何かが起こったらその対応が必要になってくるということで、非常に大変なお仕事だというふうに思います。

それで、その責任があるからこそ、支援員という仕事については、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならないというように定められていて、保育士や教員の資格を持っているだけでは支援員になれません。補助員にしかなれないということになっています。ですので、そういう意味でも命を預かる専門職だというふうに思います。

その専門職にふさわしく、私はさらなる処遇の改善が必要だと考えています。

具体的には、今時給制の会計年度任用職員、非正規ということになっておりますけれども、正規職員化が必要だと私は考えています。少なくとも現在、会計年度任用職員——以前で言うところの臨時職員という扱いですけれども、月給制を取り入れて、その中でリーダーの育成ですとか指導員集団のまとまりをつくる、そういう必要があると思っておりますが、そのことについていかがお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

学童保育の職員に対して、それに見合う処遇の改善を図るべきではないかというご質問かと思えます。

現在、学童指導員の時給は処遇改善により少しアップされ、1年目の会計年度任用職員では1,098円、一番多い4年目で1,138円、金額につきましては、近隣市町と比較してもさほど差はなく低い時給単価ではないと考えております。

先ほどは首をかじげましたけれども、リーダーなどについて手当などはありませんけれども、継続を承諾いただいた場合を除き、順にリーダーを担当してもらうようにしております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が聞いたのは、時給制ではない雇用の仕方が必要ではないかと。全員に対して一遍にというのは難しいかもしれませんし、働き方として時給制を選ばれる方というのももちろんおられると思うんです。ですけれども、この学童保育という事業を運営していく、そして、子どもたちがこれだけ登録者数が増えているという中においては、指導員のまとまりというのも非常に大事になってくるのではないかと思います。

先にお聞きしていますが、淡輪学童保育室は指導員が15人、深日学童保育室は指導員が5人という運営をされていると聞いておりますけれども、それだけ特に淡輪学童保育室では15人という指導員の集団がまとまった形で力を発揮するというのを確保していこうと思えば、これまでも徐々に処遇の改善が図られてきたところは認めるものでありますけれども、やはり安定性が必要だと思います。一番安定しているのは正規職員です。大阪府下でも、少ないのですけれども、学童保育を担当する正規職員として雇っているところもあります。

それで私が言ったのは、月給制を取り入れてはどうかということでもありますけれども、時間の関係もありますので、このことは要望にとどめておきたいと思えます。ぜひ安定して長期に指導員を続けられる環境をつくっていただきたい、そのことによって、指導員の皆さんが今以上に意欲や責任感を持って職務に当たることができ、力量もつき、指導員集団として全体としての力量が上がると、そのことが子どもたちの健全な育成につながるというところから、処遇の改善について安定性をぜひご検討いただきたいと要望しておきたいと思えます。

それからもう一方で、これだけ子どもが増えてくる、指導員の確保も非常に大変であったと思えますけれども、指導員の皆さんの数も増えてくる、そういった状況の中で、役場の子育て支援課、担当課にも学童保育に関わっての負担が増えているのではないかと不安を感じるころでありますけれども、その辺りの影響はありますでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

学童保育の事務局は子育て支援課で、学童保育に限って言いますと、学童利用者の増加に伴いまして、児童や保護者などからの要望等も増えて、指導員では対応し切れない案件への対応、また要望等への検討や対策のための打合せ等が増えていると思えます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 もっともなことですね。それは一つ一つは恐らく時間を要するものが多いのではないかと思います。打合せや、またその対応も含めて考えると、職員の皆さんへの負担も非常に増えているのではないかと懸念するところでもあります。

そんな中で、本当に私は、岬町の学童保育の事業はよくやっていると評価をしています。何よりも、公設・公営を一貫して守っていること、これが非常に優位性が高いと私は思っています。

初めにご紹介いただいたとおり、利用時間や対象年齢の拡充も年々行ってきた、そして、利用料金についても大阪府下を比較したところ、決して高くはない利用料金の設定をしているというふうにご考えておきまして、子育て支援の大きな一助となっていると評価をしているところであり

ます。それを担う支援課の職員の皆さんのお仕事を考えたときに負担がありましたので、先ほど質問をさせていただきました。

子育て支援課というところは、この学童だけではなくて、非常に所管する事務が多いところと私は思っています。決してほかの部署や課が楽だということは一切申し上げるつもりはありませんけれども、支援課の所管事務というのは、児童遊園もありますし、保育ニーズが非常に高まっている下で保育所の運営しております。

それから、こども医療やひとり親医療、子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当——母子手当というふうに過去には呼ばれていたものですがけれども、ひとり親への支援など非常に幅が広いという状況がありますのに、私は現在の職員数でよく運営ができているものだと本当に感心しているところなのです

それで、これは要望にとどめたいと思いますけれども、昨年度から今年度にかけて担当理事が異動したまま、この子育て支援課については補充がなされておられません。私は率直に申し上げて、増員が必要なのではないかと思っています。担当課の職員が心身ともに健康を維持しながら、一定のゆとりがあってこそ、住民にとってより良い子育てサービスが実現できると考える立場から、必要な職員の増員についてもこの機会にぜひご検討いただくことを最後に求めて、学童保育についての質問を終えたいと思います。

2つ目の、学校給食の無償化について質問をいたします。

全国で学校給食費の無償化が進んでおまして、岬町でも実施するべきではないかと考える立場から質問をいたします。

この問題を考える前提として、今、子育て世代がどのような状況に置かれているか、これを確認することが欠かせないというふうに思います。内閣府が少子化対策のための国際世論調査というものを行っておりまして、5年に一度とかそういう頻度なのですがけれども、日本とフランスとドイツとスウェーデン、この4カ国の20歳から49歳の男女を対象にした意識調査が行われております。2021年の報告で、「あなたの国は子どもを産み育てやすい国ですか」という問いに対して、「とてもそう思う」と答えた日本の回答者はわずか4.4%でした。フランスでは25.5%、ドイツでは26.5%、スウェーデンでは84.4%となっており、日本の4.4%とのあまりにも大きな違いに驚かされたところであります。

続きまして、「育児を支援する施策として何が重要か」という問いがこのアンケートの中でありました。この日本の回答結果がどのようになっているか、お答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

中原議員がおっしゃるこの調査票の中ですが、育児を支援する施策として何が必要かということの項目がございます。その中に子どもの医療費でありますとか、保育サービス、雇用の安定も含めて20項目の調査がございまして、その中で日本ですけれども、教育の支援・軽減の要望が69.7%ございまして、他国と比べて非常に高い状況になっています。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ご紹介いただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、教育費の支援・軽減が69.7%と約7割という状況でして、第1位を占める状況となっています。

日本経済は、バブル崩壊の1990年代から停滞したままでありまして、失われた30年間とも言われておりますが、労働者の非正規化が進められ、低賃金が広がりました。人件費削減の上に史上空前の利潤が生み出され、貧困と格差の広がりが子育て世代を直撃しました。仕事の多くが派遣やアルバイトなどの非正規で不安定な雇用に置き換えられ、収入が親世代より大きく減少しております。私立の大学の平均の授業料は、30年前は年間64万円だったのに対して、今は93万円です。お答えいただいたように、教育費の軽減の切実さは当然であります。

先ほどの意識調査の結果について、もう少しお尋ねしたいと思います。

子育てに係る経済的な負担で大きなものは何かという設問もございまして、その設問に対する日本における結果がどうなっているか、ご紹介いただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

この調査の中で、子育てに係る経済的な負担で大きなものということで幾つか項目がありまして、複数回答になっています。例えば、保育に係る経費でありますとか、その他食費、医療費等々ございますが、その中で学習塾などの学校以外の教育費が59.2%と占めておりまして、次に、学習塾以外の習い事の費用で42.8%、そして、学校教育費が36.8%ということで、保育・教育に係る比率がほかの国より非常に高い状況になっています。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 学校教育費についての負担感の大きさ、これについてもお示しをいただいたところ です。

学校教育費の中でも年間を通じて負担が必要なのが給食費でありまして、保護者負担でいいますと、岬町において小学生で年間およそ5万円前後、中学生では年間およそ6万円というのが実態となっております。ですので、ここに対する自治体における給食費の無償化のニーズが高まっ

ていて、全国でも広がっているところでもあります。

全国調査等についても確認をしたかったところではありますが、残された時間が限られてきておりますので割愛をさせていただきます。まだまだ給食費の無償化の恒久化については、全国の中で見ますと少ない状況ではありますけれども、ただこの間、国がコロナ対策として臨時交付金を全国の市町村に交付している、そのお金を活用して全国で、期限をつけた状況ではありますけれども、無償化が進んでいる状況であります。

学校給食を無償化した自治体で多くの歓迎の声が上がっておりまして、文部科学省の無償化等の実施状況が調査されておりますけれども、無償化による成功の例にどのような成果が挙げられているか、お示しいただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり無償化による成功例につきましては、平成30年7月27日に一定調査の結果が出ておりまして、その中で成果の例といたしまして、まずは児童生徒に対しては、自治体地域への感謝の気持ちの涵養、感謝の気持ちが自然に流れていくよというところが1つ、栄養バランスの良い食事の接種や残食を減らす意識の向上、そして、給食費が未納・滞納であることに対する心理的な負担の軽減が生徒児童には成果として挙がっています。

続いて保護者ですが、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受、そして、親子で食育について話し合う機会の増加、教育への関心の増加、そして、給食費納入に係る手間の解消ということで、保護者が成果として挙げています。

そして、学校教職員につきましては、給食費の徴収や未納・滞納者への滞納負担の解消ができるということ、そして、食育の指導に対する意識の向上が芽生えてくるということが成果でございます。

最後に自治体ですが、子育て支援の充実につながっていくということと、少子化対策、定住転入の促進、そして、食材費の高騰による経済負担増加の際の、保護者との合意を得ずに措置が可能やということの成果として報告しておきます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に効果が高いことは、ご紹介いただいたとおりであります。憲法では、全て国民は等しく教育を受ける権利を有する、義務教育はこれを無償とすると定められています。岬町でも無償化を実施するべきではないかと考えるものでありますが、お考えをお聞きます。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 教育費の無償化の恒久化につきましては、府下町村では田尻町と千早赤阪村が実施しておりますが、本町と同様に交付金を活用して無償化している自治体も多いと認識しております。また、大阪府町村教育長会では、都教育協会と連盟で国に対し、次元の異なる少子化対策に係る緊急要望として、義務教育段階の保護者の負担の一定割合を占める学校給食費や教材費の軽減につながる要望を出しています。

ご質問ですが、教育費の無償化の恒久化につきましては、多額の財源が必要になることから、現在、財政状況下において恒久化することは困難であると考えております。ただ、物価高騰の中ではありますが、本町では給食費の値上げを行わず、栄養価を維持した調理方法などを工夫するなど、保護者負担の現状維持に努めております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 国への緊急要望が提出されたということで、国に対しても地方の財政負担をしっかりと行うと、給食費が無償化になるように、この要望は引き続き強力に行っていただきたいと思っておりますし、地方からもこの声を大いに上げていく必要があると思っております。

多額の財源が必要だということで、困難だという考え方が示されました。保護者の経済的な負担の軽減というのは、一つ一つの家庭を温めることにつながります。そして、先ほど申し上げたとおり、憲法で定められているものでもありますので、安心して子育てができるように、そして、これから結婚、子育てをしようという世代への応援にもつながりますので、前向きな検討を改めて求めて、質問を終えたいと思っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま、発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、防犯体制、防災計画についての質問です。

まず、防犯体制について。岬町における防犯体制や防犯の取組内容をお聞きするわけですが、そもそもその前に、岬町内においてはどのような犯罪が発生しているのか。過去数年間にわたる、発生した犯罪の種類と件数についてお答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 坂原議員のご質問についてお答えさせていただきます。

大阪府警の公開資料、刑法犯罪種及び手口別発生市区町村別認知件数によりますと、本町内において平成30年から令和4年までの過去5年間で、それぞれ1月から12月までのうちに発生

しました犯罪の認知件数につきましては、次のとおりです。

最初に、平成30年中の発生件数は総数で101件、内訳は凶悪犯1件、粗暴犯4件、窃盗犯74件、知能犯6件、その他の刑法犯16件です。次に、平成31年、令和元年中の発生件数は総数で85件、内訳は凶悪犯1件、粗暴犯4件、窃盗犯66件、知能犯2件、風俗犯1件、その他の刑法犯11件です。次に、令和2年中の発生件数は総数で78件、内訳は凶悪犯1件、粗暴犯7件、窃盗犯49件、知能犯6件、風俗犯3件、その他の刑法犯12件です。次に、令和3年中の発生件数は総数で64件、内訳は粗暴犯5件、窃盗犯39件、知能犯1件、風俗犯3件、その他の刑法犯16件です。次に、令和4年中の発生件数は総数で59件、内訳は凶悪犯1件、粗暴犯5件、窃盗犯41件、知能犯3件、その他の刑法犯9件です。過去5年間で起こった犯罪件数の総数は年々減少しておりますが、いずれの年も窃盗犯が最も多く発生しております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 過去5年間に岬町において発生した犯罪についての答弁をお聞きしました。発生件数については、平成30年から総数で101件、令和元年が総数で85件、令和2年が78件、令和3年が64件、令和4年が59件、総合計が387件、件数としては年々減少しているということです。また、その犯罪の種類については、窃盗が最も多く、5年間合計しますと298件になります。総合計が387件でしたので、77%が窃盗ということになります。岬町内で過去5年間に起こった犯罪の中では、窃盗が77%であったというふうになりました。

その窃盗犯というのは大体どういう犯罪なのかというのはおおよそ見当がつかますが、今のその犯罪の種類の中で、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯というのがありました。その内容について、分かれば説明してください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

今回、令和4年1年間の発生件数の内訳について、それを基本にそれぞれの件数を併せて説明させていただきます。なお、内訳につきましては、代表的な例が挙げられていることから、その件数と合計件数が合わない場合があります。

まず、令和4年の認知件数は、総数で59件となっております。まず、凶悪犯の1件につきまして、そのうち路上強盗が1件となっております。次に粗暴犯5件、内訳といたしましては、暴行が3件、傷害が2件です。続きまして、窃盗犯です。窃盗犯は41件あります。内訳といたしましては、忍び込み1件、自動車盗1件、オートバイ盗4件、自転車盗10件、置き引き1件、車上狙い7件、部品狙い3件、自販機狙い2件、万引きが5件となっております。続きまして、

知能犯でございます。知能犯は3件ありまして、うち詐欺が3件となっております。これは、いわゆるオレオレ詐欺やアポ電詐欺などの特殊詐欺も含まれます。令和5年におきましても、大阪府警が発信する「安まちメール」からも、常に本町内で複数件発生していることが分かります。風俗犯につきましては、令和4年中は発生しておりませんが、代表的なものとして公然わいせつが挙げられます。そして、その他の刑法犯につきましては、こちらは9件となっており、うち住居侵入が2件、器物損壊が4件となっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 説明をお聞きしました。大体のことは分かりました。

その防犯体制のことについてお聞きするわけですが、防犯とは、「犯罪の被害に遭うことを防ぐ」、または、「犯罪そのものを未然に防ぐ」という意味もあるかと思われまます。犯罪の被害に遭うことを防ぐためには、私たち住民が一人一人の防犯意識を高める必要があると思います。

そこで、岬町として、住民の防犯意識を啓発するための取組についてはどのように取り組んでいますか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

現在では新たに作成しておりませんが、これまでに「痴漢注意」や「ひったくり注意」などの注意喚起看板を作成し、岬町防犯委員会を通じて町内に掲示しておりました。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 住民の防犯意識を啓発するために、注意喚起の看板を設置しているということでした。今挙げたのが「痴漢注意」、「ひったくり注意」とかですね、そういう看板が設置されていると。

では、こういう意識啓発の看板というのは、町内においてどういう経緯で設置されたか、どこかがそういうのは把握しているのでしょうか。また、近年、痴漢というのは発生しているのでしょうか。併せてお答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

現在は注意喚起看板の在庫は本庁にはございません。それゆえ新規の発行はしておりませんが、当時に担当していた職員によりますと、新たに発行する際には本町職員、あるいは、警察署員が掲示していたのではなく、岬町防犯委員会の委員から申出を受け、本庁の在庫に申入れ内容に合ったものがあればお渡し、防犯委員の方に掲示していただくようにしていたとのことです。

なお、お尋ねの痴漢の発生件数については、昨年1年間では発生の方は認められておりません。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 それ以前にはありましたか。

○寺田危機管理監 以前には発生しておった年もあると調べております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 なぜその痴漢の看板について聞くかという、私の住んでいる地域では「痴漢注意」という看板が貼られております。しかし、これはもう何十年も前に貼り出されたもので、そのままになっています。注意喚起看板と言いますが、地元住民にとっては、もう何十年も前からそこに貼ってある看板というのはもう見慣れた風景になっているんですね。もはや注意喚起の用を足していないと思われま。

一方、最近転入された住民からは、「痴漢注意」と書かれた看板を見て、岬町では痴漢犯罪が頻繁に発生しているのかと恐怖を感じて、転入してきたことを後悔し始めているというふうに聞きました。継続して設置する必要がないのであれば、誤解を与えるような看板は撤去すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現状発生していない犯罪であれば、撤去につきましても、改めて防犯委員の方と相談の上で撤去を働きかけたいと考えます。

そして、先ほどお尋ねいただきました痴漢の発生についてですが、過去5年間、平成30年の間については痴漢の方は発生しておりません。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 必要性があればもちろん注意喚起の看板として設置はすべきですが、もう必要のないならばすぐに撤去すると、この張りつけた対応が大事だと思います。でなければ、何のための意識啓発の看板かということになりますから、ごっちゃになりますよね。もう何でもかんでもごっちゃは良くないと思うので、よろしくをお願いします。

犯罪を未然に防ぐためには、犯罪を行おうとする者に犯罪を諦めさせる要素が必要であると思います。

警察庁のホームページの中に、「住まいる防犯110番」というのがございます。それによれば、犯罪を行おうとする者は、必ず事前に現場を下見するそうです。この下見のときに、犯行を

諦めることがあると、それはどういう理由でなのか。その理由の多くは、現場を下見に行ったときに、「その近所の人に声をかけられた」、「こんにちは」とか、「何か用ですか」とかね、声をかけられた。また、「その近所の人からじろじろ見られた」。それから、「犬を飼っていた」。そして、「防犯カメラがあった」などとなっています。そういう意味では、この防犯カメラというのは、犯罪抑止効果があるのではないかと思います。

その犯罪抑止効果があると思われる防犯カメラですが、その防犯カメラは町内にはどれぐらい設置されているのでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

危機管理担当で把握しております防犯カメラの設置台数は、合計で60台ございます。そのうち公設のものは合計25台あります。内訳といたしましては、危機管理担当が所管する町内の主要箇所として、淡輪駅前交差点、淡輪ランプ、海岸連絡線と畑山線の合流部、岬郵便局付近、深日ロータリーの計5台です。生活環境課が所管する駐輪場として、淡輪駅に4台、みさき公園駅に3台、多奈川駅1台、深日町駅1台の合計9台です。企画政策推進担当が所管するいきいきパークに4台、建築課が所管する緑ヶ丘住宅に3台、学校教育課が所管する岬中学校の3台、指定管理者が所管するとつとパークに1台となっております。

また、これとは別に、民間のものは合計35台確認しております。内訳といたしまして、谷川漁協に6台、小島漁協に16台、淡輪15区に2台、そして、本町の岬町自治区に対する防犯カメラ設置補助金を活用して設置された防犯カメラといたしまして、合計10地区に計11台が設置されております。池谷、佐瀬川、淡輪16区、上孝子、中孝子、望海坂1丁目、犬飼、石橋、横手に1台ずつ、望海坂2丁目には2台設置されております。

なお、先ほど議員ご指摘のありましたように、昨今起こった事件につきましては、撮影された映像が事件解決の糸口になるなど、防犯カメラの効果も評価されております。このことが防犯効果だけではなく犯罪抑止にもつながっていると考えられますので、本町といたしましても、住民の安全・安心を確かなものにするため、防犯カメラの普及に取り組みたいと考えており、そのために現在の防犯カメラ設置補助金の見直しなどを検討しているところでございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 日頃は意識していませんが、結構台数があるのだと感じました。

ただ、先ほど過去5年間に発生した犯罪件数の内訳を見ると、77%が窃盗、空き巣、要するに、個人の住宅に入る窃盗ですね。ということは、住宅街に防犯カメラがなければあまり意味が

ないんですよ。そういう意味では、各自治区にもっと防犯カメラが設置されなければ、この7%の窃盗は減らないのではないかというように思うんですね。

各自治区から要望があって取りつけるわけですけども、これをもっと岬町として、犯罪の中でも窃盗が特に多い、その窃盗を未然に防ぐために防犯カメラが有効だと、だから、もっと自治区でつけたらどうですかと、これは危機管理から各自治区にもっと強烈に勧めたらどうでしょうか。それで、先ほど注意看板の話がありましたが、過去5年間に1件も起こっていない痴漢注意の看板よりは、防犯カメラ、広い自治区内で1カ所かもしれませんが、「防犯カメラ設置中」の看板をどんどんつけるだけでも、これはまたそれはそれで犯罪抑止になると思うんですよ。

今、防犯カメラ設置補助金の見直しも検討しているという話がありました。それで、町内の各自治区にもっと積極的に防犯カメラを設置してもらうように検討していこうという話でしたが、その検討というのはいつ頃までに行うのですか。どういう予定ですか、お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

現在のカメラ設置補助金につきましては、各1地区につき1回限りの制度となっております。その制度の見直し内容といたしまして、例えば回数の見直しであるとか、そういうことも含めまして、例えば大きくいきますと岬町自体、既に5台設置しておりますが、その設置台数についても検討したいと、それも含めて今年度中に結果として出したいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 役所のことだから年度がありますからね、今年度中に検討して来年度から取り組んでいくと、そういう認識でよろしいですか。はい、お願いします。防犯体制の強化、危機管理担当としてしっかりまた働きかけをよろしくお願いしておきます。

この件についてはこれで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

防災計画についてお聞きします。

災害を想定して岬町が取るべき行動を時系列にまとめたもの、これを防災行動計画というそうですが、岬町ではこの防災行動計画は策定されているのでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

本町では、令和5年1月に防災行動計画といたしまして、岬町風水害タイムラインを策定し、各職員と共有しております。これは、いつ誰が何をするのかをあらかじめ時系列で整理した防災

行動計画であり、「タイムライン」ともいいます。台風などの風水害は、特に台風が発生してから被害が生じるまでに時間の猶予があることから、タイムラインをあらかじめ策定しておくことにより先を見越した対応が可能となることで、被害を最小限にとどめることが期待できます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町の町としての行動計画についてお聞きしました。

それでは、住民個人一人一人についての防災行動計画についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

個人で作成するものは、「マイタイムライン」といいます。マイタイムラインでは、自分の命は自分で守るという自助の立場から策定されることが特徴となっております。これは、大切な自分の命を守るために必要なものですから、本町といたしましても、個人単位での防災意識の向上に努めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 個人は個人として自分で自分の身を守る、そういう行動計画を立てるということですね。その行動計画のことがマイタイムラインというのですね。町としての行動計画、個人としての行動計画を今お聞きしました。

では、自治区などの立場からも防災行動計画についてはどのように考えていますか。お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

お尋ねの自治区単位などで作成される行動計画は、「コミュニティタイムライン」といいます。コミュニティタイムラインでは、地域の住民同士が話し合い、いざというときに避難の呼びかけや誘導など、共助の立場から策定されていることが特徴となっております。個人単位のマイタイムラインと地域単位のコミュニティタイムライン、それぞれの策定、見直し、及び住民への普及啓発については、国及び大阪府が進めている中で、本町におきましても、災害対応を的確かつ円滑に行うため、発災前の段階における早めの対応による被害の最小限化を目的として、住民への取組を進めていきます。

いかに自治体が避難情報を発令して避難を促したとしましても、住民が自ら避難しなければ、その命を守ることはできません。そもそも避難情報自体の意味を知らない住民も、避難場所を知

らない住民もいることを想定して、日頃から避難方法や避難場所について啓発を行う必要があると考えております。住民の皆さんにとって、タイムラインを策定し、非常時に必要な行動を想定しておくことは、自助・共助の意識を高めることにつながると考えております。

防災に関する意識を啓発するに当たり、住民に情報を発信する媒体や場は限られております。先に発行、配布いたしました岬町総合防災マップにしましても、命を守る行動についての情報を盛り込んで作成しておりますが、それを読んでもらえるか、例え読んでもらえたとしても、事の重大さを理解して行動に結びつけてもらえるかどうかは分かりません。このように住民の皆さんの意識啓発は容易ではありませんが、本町といたしましては、その難しさを理解した上で様々な方法を検討し、各関係機関や団体と連携を密に取り、地道に啓発を行いたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 近年で記憶に残る大災害の1つに東日本大震災があります。この東日本大震災のとき、岩手県釜石市では、その市全体で1,300人が死亡、あるいは行方不明になったことがありました。

そんな中で、小中学校の子どもたち約570人が全員避難して助かったということがございました。これは後に「釜石の奇跡」と言われていることですが、この釜石の奇跡を導いた人、この方は片田敏孝という方で、現在は東京大学大学院特任教授をされている方です。また、防災研究者で日本災害情報学会の会長を務めているという方だそうです。その片田教授の言葉に、「これまで行政任せになっていた日本の防災・減災の考え方は、大きな転機を迫られている。豪雨などの災害が激甚化し、大規模な地震も想定される中、国や自治体がハード面などの対策を幾ら積み上げても、住民一人一人の命を完璧に守ることができなくなっているからだ。本当に命を守る対策を進めるためには、地域住民の主体性を高める取組が欠かせない。加えて、サポートが必要な部分は行政がしっかりと整理していく。こうした行政と住民の協働が地域の防災力を向上させる鍵を握る」と言っています。

今まさに管理監の答弁にありましたように、意識啓発も難しいですが、町としての管理だけでは住民一人一人の命を完璧に守れないとありました。でも、また住民だけでもできないこともありますよね。その住民に意識啓発をして自分の行動計画をしっかりと作ると、住民はそういうのを勝手になかなかみんな思ってくれませんから、もちろん自分の命を守ることですけども、どこかでまだ人ごとですよ。それを人ごとではない、うちもどうなるか分からないその危険性があるのだというその意識啓発を、しっかりと危機管理のほうでやっていただきたいと思います。これからも住民一人一人、また、先ほどありましたコミュニティタイムライン、自治区で防災行動

計画を作っていると、岬町でただ一つの自治区で作ろうとしているということでした。それも各地区に広がっていくようにしっかりと取組をお願いしておきます。

以上でこの質問は終わりたいと思います。

次に、子ども政策についてお聞きします。

今年4月1日、国においてこども家庭庁が発足いたしました。まず、このことについて町の考え方はいかがでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足されました。こども家庭庁発足の背景には現在、社会問題となっている深刻な少子化、コロナ禍で加速した児童虐待問題、また、子どもの貧困問題等子どもに関する様々な問題を、これまでは別々の省庁で行われてきましたが、政府の子ども政策に関する司令塔機能を一本化することで、年齢や制度の壁を克服し、子どもや家庭に関する問題を切れ目のない包括的な支援を行うため発足されました。

これまで子どもに関する政策の組織、権限が分かれており、縦割り行政による様々な弊害が生じておりました。例えば省庁間で業務の重複が起り、効率的な業務が行えていなかったこと、子どもたちの福祉や保護、支援に関する施策が一元化できていなかったことが挙げられます。例えば少子化問題、子どもの貧困問題、児童手当は内閣府で所管し、母子保健、児童福祉、保育所、子育て支援に関することは厚生労働省が所管をしておりました。岬町に置き換えますと、先ほど述べた問題につきましては、母子保健は地域福祉課、その他は子育て支援課が担当しております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 国にしてもそうですし、地方行政——岬町としても、担当としての壁と申しますか、縦割り行政の弊害があるということでした。それをなくそうとして、今回はこども家庭庁が発足したということだと思います。

といいますのは、説明があったように国においては、縦割り行政の弊害を取り除くために、機能を一本化するという意味でこども家庭庁というものを発足しました。であるならば、岬町においても機能を一本化するべきではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

国では、司令塔機能を一本化し、年齢や制度の壁を克服し、子どもや家庭に関する問題を切れ目のない包括的な支援を行うため、こども家庭庁が設置されましたが、岬町におきましては、これ

までも各部署、各課が連携を取りながら施策に取り組んでまいりました。今度もさらなる連携を取りながら支援体制を整え、施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今議論しているのは、縦割り行政の弊害についてというところですが、先日、学童保育に関する事で、まさにその弊害と思われることがあったと聞きました。学童保育は、学校の授業が終わった後、学童保育に行くということです。先ほど中原議員の中でも少し触れられておりました。

その学童保育であったことなのですが、学校の授業を終えて学童保育に行く予定であった子どもが、誰にも何も言わずに1人で下校していた、誰も知らなかったんですね。それで、保護者が学校に迎えに来て初めて学童保育に参加する予定であった児童がいないことに気づき、慌てて付近を捜索したところ、幸い、その児童は無事発見されたというものです。後から聞くところによると、学校の先生は、授業が終わるまで学校の先生が担当ですから、学童保育に行ったものと思い込んでいたと、学童保育に行くとは分かっていたけれども、もうその教室から出たので学童保育に行ったものと思い込んでいた。学童保育の支援員のほうは、学校の教室で何か遅くなっているのだろうと思っていたということなのです。どちらからも確認することはなく、保護者が迎えに来た時点でその児童がいないということが判明したということでした。その保護者は仕事があるため、児童が学校が終わって1人で家に帰っても1人で留守番をさせるのが心配であったと、それで学童保育に預けていたのですが、これでは安心して預けられないと、不信感と腹立たしさが収まらないという様子でした。

岬町では、学校の授業が終わるまでは教育委員会の所管、学童保育は子育て支援課の所管となっています。では、この場合はどちらの部署が対処するのか、どちらの部署の責任になるのか、誰がそれを、今後そういうことがないように対応していくのか、どこに責任があり、誰がそれに対応するのかということなのです。ここに行政の縦割りの壁があります。これが今問題となっている縦割り行政の弊害の1つだと思います。

この件について、事実関係、その後の対応などの答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

この事案につきましては、無事に児童が見つかり大事には至りませんでした。この原因が何にあるのかについて、この事案を契機に、まずは学童保育では出欠確認の徹底、学校現場については学童名簿を学校と共有して、学童への送り出しについて学校の協力をお願いすることなど、

学校、教育委員会、学童支援員、子育て支援課職員等で協議を行いました。今後につきましても、しっかりと学校現場と教育委員会、また子育て支援課と十分連携を図りながら、安全安心した学童保育の運営に努めてまいりたいと考えます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今回は、幸いにも大事に至らず事なきを得たということ、そしてまた、その後の対応としても迅速に関係部署で協議を行ったと、再発防止に向けた対策が講じられたということでした。ですので、その取組を着実に進めていただきたいと思います。

実は、私が問題にしているのは、この取組が大事だと思うんです。行政の縦割りの壁がある、弊害がある、その弊害というのは、ここから先はうちは知らないからそちらでしてください、相手も、そこはうちと違うからそちらでしてください、この弊害だと思うのです。これは幾ら組織改編をしてどこをどう統合したところで、所管というのは必ずありますから、そういう意識を持っている限り必ずつきまといますよね。それは、うちはもう関係ないのではなくて、今回のこのこども家庭庁発足というのは、子どもに関することは周りの大人全体で見たいこうということなのです。子どものことを社会全体で見たいこうという、そういう考え方の下に発足したのが、このこども家庭庁だと思います。

国がこども家庭庁を発足したからといって、次から大阪府を通じて岬町にどんなことがまた下りてくる、それは少し先のことだから分かりませんよね。その都度、また課題も多分見えてくると思いますが、その課題が見えてきたときにその都度、今されたように関係部署が協議して、今回はこうしていこう、その解決策を見出していくと、その努力が大事だと思うのです。大変大事なことだと思います。

最近マスコミで、1年間の出生数が80万人を割り込んだという報道がよくあります。1年間に新たに生まれた子どもの人数が80万人を割り込んだ、この80万人という数字が多いのか少ないのか分かりにくいところがあるのですけれども、では、最も多いときの出生数というのは何人であったのか。これは団塊の世代と言われる人たちですね、そのときは260万人であったと。1年間で260万人誕生していた子が、今は80万人という3分の1以下になっているのです。

その団塊の世代は今年75歳前後、後期高齢者になります。少子化が進むと社会保障が維持できなくなり、社会そのものが成り立たなくなってくると言われています。それは、支え手となる現役世代——15歳から64歳までの人口が減少していく中で、いかにして年金や介護、医療、この社会保障制度を持続可能なものにしていくか、それが大きな課題となっていると言われています。

例えば医療保険の保険料について考えてみますと、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療の、医療費全体の中に占める後期高齢者本人が支払う保険料と医療機関の窓口で支払う医療費——窓口負担、本人が支払うのは医療費全体の10%だそうです。現役世代が負担する保険料が40%、残りの50%は税金で賄われているということです。この税金を負担しているのも現役世代になるわけです。少子化対策を行うのは、子どもやその保護者のためだけではなくて、実は社会全体のためということになります。また、この少子化対策は、若い世代の人——若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでがラストチャンスと言われているそうです。もう大変危機的な状況に今あるということなのです。

そこでお聞きしますが、その危機感を持って子ども政策に取り組むという私たちの意識をまず変えることが重要ではないかというふうに私は考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えさせていただきます。

坂原議員のおっしゃるとおりだと考えます。国は、「こどもまんなか社会」の実現を目指しております。こどもまんなか社会は、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、子どもたちが主体的に学び、成長できる環境を整えるため、各部署との垣根を超え、一丸となって取り組んでまいりたいと考えます。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　今、国を挙げてこども政策に取り組んでいこうという動きの中で、こども家庭庁が発足したと。それに伴って、岬町としての考え方を担当部長にお聞きしました。

最後に、田代町長のお考えを聞きたいと思います。

○竹原伸晃議長　町長、田代 堯君。

○田代町長　坂原議員さんの質問にお答えいたします。

今、坂原議員のほうから、子どもの環境に対する取り組み方についていろいろご指摘をいただきました。確かに学童保育にしても、いろんな状況にしても、子どもの教育環境にしる、そういった問題はまだ乏しいものがあるのかなと思っております。

先ほど担当部長から答弁があったように、今後やっぱりそういった縦割りの弊害をなくして、できるだけ行政が子ども中心に取り組んでいく、そういった今後の考え方を変えて、新たな子どもの環境づくりに努めたいと思っております。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員 こどもまんなか社会実現に向け、着実に取り組んでいただきたいことを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより休憩いたします。再開は午後1時からとさせていただきます。

(午前11時47分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、一般質問を再開します。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、一般質問を始めたいと思います。

ICTをフル活用したグローバルな教育を実施するための、各小中学校の教員側の整備をということで通告をさせていただいております。

国が進めるGIGAスクール構想は、岬町でも整備をされ、町内の小中学校は今、生徒1人に1台端末であるクロンブックが支給されております。このことにより今後の学校教育は、ICTの技術により今まで不可能であった教育が可能になりました。例えばオンラインでの授業や個別相談といったことが可能になるほか、瞬時にアンケートを取ったり、ここにプレゼンテーションを行ったり、情報を共有したり等、授業の効率を上げることや個別対応ができるだけでなく、子どもたちが今後、情報化社会の中で生きていくための端末を使うスキルの向上や各アプリケーションの使い方、さらに、工夫次第では無限の可能性のあるICT技術で、TPOに応じた上手なICT技術の使い方を体験して学べる環境になったと言えると思います。

しかし、これらは教える側の教員である先生方の事前の知識やスキルがまずあってこそ、生徒への教育が実現できるものです。また、授業前には、どのように授業を進めるか企画を考えたり、様々な周到的な準備、また、端末を使つての繰り返しの演習が必ず必要となってまいります。生徒側の環境は整ったと言えると思いますが、では、教える側の環境は整っているのでしょうか。

私は、PTA活動などにより各学校の保護者の皆様ともつながっている関係で、各学校についての様々な情報を頂きます。その中で、先の総務文教委員会でも問題提起をさせていただきましたが、町内学校間でGIGAスクールであるICT教育の進み具合に大きな差がついているとい

うことを指摘しました。これはなぜそうなっているのでしょうかね。その原因として、教員の先生方間でのICT教育における準備等に差があるのではないかと私は考えております。この件については、ICT支援員さんを今年度から町全体で1人増やしたことにより、少しでも先生方をサポートしていこうとする町の姿勢は評価できるものと言えます。しかし、その対策だけでは解決できるとは到底思えません。

今、生徒には1人1台の端末が行き届いておりますが、先生方への校務用端末については、2人に1台しか支給されていないという状況が調査で分かりました。私は、ここに問題があるのではないかと考えております。

先ほど私は、教える側の教員である先生方の事前の知識やスキルがまずあってこそ、生徒への教育が実現できること、また授業前には、どのように授業を進めるか企画を考えたり、様々な周到な準備、また、端末を使つての繰り返しの演習などが必ず必要となってくることを言いましたが、まさしくこの部分のスキルアップとか準備について、先生方に1人1台の校務用端末がなければ、自主的に学びトレーニングするということも、準備や演習についても、思うようにはできません。その弊害の結果が今、表れているのではないかと考えます。

大阪府内の自治体で、教員に1人1台の校務用端末が支給されていないところは、43市町村あるうち、現在4自治体残っているとのこと。その4自治体のうちの1つが、この岬町です。ほかの自治体と比べて将来、ICT教育で後れを取らないためにも、教員に1人1台の校務用端末の支給は、今や必須と考えます。

また一方で、学校教育の現場では、先生方の多種多様にある多忙な業務による時間外労働の増加も深刻な問題となっております。教員の働き方改革の重要性は、私も過去に幾度も指摘をし、その解決方法として、例えば国が進めようとしているクラブ活動の地域移行などなど、この議会内でも提言をしてきております。しかし、一番単純で一番効果的な解決方法としては、その多種多様にある多忙な業務を効率よく処理できるPC等の端末を1人1台支給することではないでしょうか。

岬町の子どもたちのICT教育の後れを取り戻すためにも、教員の先生方の働き方改革を進めるためにも、1人1台の校務用PC等の端末の支給が必要と考えますが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、松尾議員の質問にお答えさせていただきます。

GIGAスクール構想の推進に伴い、令和2年度にネットワーク環境や児童生徒1人1台端末

の整備を完了し、ICT教育の推進に努めています。

教員につきましては、GIGAスクール構想の推進に合わせて学習用端末の1人1台の整備を完了しておりますが、おっしゃるとおり、校務用端末については1人に1台整備できていない状況にあります。教育委員会といたしましては、校務用端末は1人に1台必要と考えておりますが、本町の財政状況を踏まえつつ、慎重に検討していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 これは、前向きに支給できるよう進めていくと捉えてよろしいでしょうか。はい、うなずいていらっしゃるので、そう捉えます。

そうであれば今回、Wi-Fiの再整備についても通告をしておりますが、端末の支給に優先的に注力していただきたいので、今回はWi-Fiについては取り下げて、しっかりと端末支給がなされることを確認して、またそのときに考えていきたいと思っております。

なぜ私が今回この件について議会で取り上げたのか。先ほど述べた課題があるからですけれども、もし1人1台の校務用PCの端末が支給された場合の、ICT教育がもたらすプラスのメリットも提案したいと思います。岬町の独自教育を、主体性を伸ばす可能性と、そしてグローバルなまちづくりへと広げられる可能性についても少し提案したいと思います。

モニターの資料1をご覧ください。

これは、文部科学省の「世界とつながり海外と日本の教育について考える」というホームページの記事でございます。そこには、Web会議ソフトを活用し、他国の学生や研究者、教師等が空間的制約を超えて同時につながっており、海外と日本の教育について対話し、比較する活動の様子が書かれており、ICT活用の特性や強みを最大限に活かした交流となっております。これは、私が以前より掲げている、ICTをフル活用したグローバルな教育方法の1つであります。

この方法がレギュラーな授業としてシステム化され、毎回授業ごとにテーマを決めて世界の生徒と岬町の生徒が対話できたとしたら、様々な可能性が広がります。まず、対話の言語である英語を伸ばせるということです。そして、世界の文化を学ぶことに加えて、同時に日本の文化を相手に伝えるための、話す内容を組み立てて考える力を伸ばせられるということであつたりとか、コミュニケーション能力も高められるなど、この取組により世界基準の主体性を育むことが期待できます。また、そんなオンライン授業での交流を重ねた後、例えば姉妹都市、友好都市提携などを自治体間で事前に結んでおけば、互いの国へ実際に訪問し合う修学旅行なども計画でき、交流をさらに深めることも自然な形で可能になります。そうなると、子どもの教育分野だけでなく、生涯学習として姉妹都市、友好都市間の観光ツアーなども企画でき、観光産業や商工業の活性化

を呼び、ひいては国際的な移住定住施策にもなります。そんな好循環をつくることが私の目指すまちづくりであり、これが私の提唱する、「みんなでつくる循環型まちづくり」です。

先生方への1人1台の校務用端末の支給により、教育分野だけではなく、まちづくりにも様々な可能性の広がりを秘めていると言っても過言ではないのです。ぜひ優先的に進めていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、各地区で有志の方々により実施されているカフェやランチの開催に対する、持続可能な「協働」の仕組みづくりを！と通告させていただいている件ですけれども、今、近所同士のつながりや昔ながらの地域のコミュニティを新たな形で育てられています。そこでは、その地域の方々が集まり、ご飯を一緒に食べたり、コーヒーを飲んで談笑したり、普段の出来事を語り合い、近頃で言うところのサードプレイスの役割を担っているところです。

モニターの資料2をご覧ください。

そこにはこんな活動をされている、左側の写真です。深日緑ヶ丘住宅の「かふえグリーンヒル」の皆さんによる開催案内とランチの内容を載せております。また、右側の写真は、多奈川谷川地区の「橋」の皆さんによる、たこ焼きの販売とランチの準備風景を上げさせていただいております。淡輪、深日、多奈川地区、それぞれにこのような活動があり、私もたびたび訪れては、皆さんと楽しい時間を過ごさせていただいております。

これらの活動は、自分たちはもちろん周りの方々を、ひいては地域を元気にしようとしてくださっている住民活動の表れです。住民が元気であれば、町は活気づきますね。町が活気づけば、おのずと町の価値は上がっていきますね。私は、その循環型の1つと言える町の在り方を、議員になった当初から提唱してまいりました。まさしくこれが住民主体の活動であり、住民の皆様のためにも、町のためにも、ぜひ続けていってほしいなと考えているところでございます。

岬町の高齢者を中心とした方々のよりどころでもあるこの地域活動、岬町の住民の生きがい、やりがい、楽しみの中心的活動でもあると考えておりますが、岬町としてこのような住民活動をどこまで把握しているでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

岬町では、岬町社会福祉協議会が中心となり、いきいきサロンやボランティア活動など、住民の皆様と共に地域福祉の推進のための活動を続けられています。また、平成10年には、大阪府が小地域ネットワーク活動推進事業をスタートし、本町では町独自で自治区単位でのサロン活動の推進に努めており、平成16年からは、子どもから大人まで垣根なく誰もが気楽に集え、交

流できる場所である共生型サロン活動が開始され、コミュニティカフェとして定着しております。現在では、岬町内ではいきいきサロンやコミュニティカフェは60カ所以上となっております。

続いて、令和2年度から4年度までの3カ年、岬町人権協会が休眠預金等助成事業に応募し、事業が採択されたことにより、古民家や公営住宅のコミュニティルームを活用した居場所づくり、また、買い物支援や見守り事業の活性化に活用したと聞き及んでおり、地域の皆様だけではなく、岬町のたくさんの方々から大変好評であると聞いております。

さらに、令和3年度には、国の高齢者生きがい活動推進事業の補助金を活用し、高齢者が活動の主体となり、多世代が交流できる居場所づくりの立ち上げ支援を行っているところです。あと、同じく令和3年度から、介護保険の地域支援事業として、高齢者等の住民が主体となった生活支援サービスや多世代交流の居場所づくり等の活動支援をするため、住民主体の地域活動を行う団体に対して、活動の立ち上げや活動に要する経費の一部を助成する岬町住民主体地域活動補助金制度を構築し、令和3年度は4つの事業の立ち上げ支援と1つの事業の活動継続支援を行い、令和4年度は2つの事業の立ち上げ支援と5つの事業の活動継続支援を行っております。

近年、認知症や地域での孤立や孤独化など地域を取り巻く課題は複雑化しており、地域のボランティアによるコミュニティカフェなどの各地区での自主的な取組は、社会参加の促進、交流の場、介護予防や自立支援の拠点、また、地域が課題に気づき、見守りや支え合いの地域づくりにつながるなど、地域社会の推進に大きく貢献しているものと考え、これ自体が協働のまちづくりの一環としての取組であると認識しております。今後も、本町としましては、これらの地域のボランティアの方々による自主的な活動の支援を継続してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど認識されているというのが分かりました。

しかしながら、活動されている方々にお話を聞くと、その活動には大きな壁があるということです。近頃の物価高騰や光熱費の値上げにより、今までのようには活動を続けることが困難だということを伺っております。ある団体は、以前は補助金などを活用し何とか切り盛りをしていたところですが、その補助金もなくなり、いよいよ活動が厳しくなっているそうです。住民活動が止まってしまえば、先ほど私が言った循環というのが、真逆の方向に回転し始めます。住民の元気がなくなり、町は衰退し、町の価値も下がる一方となるでしょう。

住民主体で活動があることは大事です。けれども、それを住民のボランティアだけで継続して続けていくことが困難なのであれば、町が手助けをする必要があるのではないのでしょうか。町と住民が一緒になって地域活動を継続できる環境をつくることが重要なのではないのでしょうか。町

として、現状の支援策から拡充をして、より住民活動が行いやすくなる支援を検討されないか、また、行政がしっかりと関わり、協働の仕組みづくりを構築しないか、お答えいただきたいと思っています。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

先ほども、これら地域のボランティアの方々による自主的な活動について、支援を継続してまいりたいとご回答させていただいたところでございますが、岬町社会福祉協議会との協働によるいきいきサロンやコミュニティカフェへの取組についての継続、介護保険の生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターによる住民主体の活動への働きかけや、岬町住民主体地域活動補助金制度の継続に努めるとともに、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員やリハビリ専門職による活動への積極的な関与など、限られた財源の中での持続可能な取組となるよう支援をしてまいりたいと考えます。

先ほど議員が言われましたように、物価の高騰や光熱水費の高騰により活動の継続が困難な団体があるというお話でございますが、社会福祉協議会と協働で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、これらの取組には社会参加の促進やつながりづくり、交流が持てる場となることや地域の課題に気づき、見守り支え合うというような、今後もその役割は重要となっておりますので、そういった特別な事情があるようであれば、そういった団体から十分お話をお聴きし、その現状を十分把握した上でどのような支援ができるかを協議してまいりたいと考えます。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどの答弁で、その団体とお話をさせていただいて、そして、何に今困っているか、そして何に課題があっけい行き行かなくなっているか、そういうところをぜひ協働という切り口で、一緒になって解決していただきたいと思いますと切に要望しておきます。

先ほども申し上げましたけれども、住民活動が盛んであることは町の価値に直結いたします。住民が元気で健やかに過ごせるまちづくりこそ、今、改めて岬町に必要なことではないでしょうか。そのまちづくりの根源と言える地域のランチ活動やカフェ活動がなくなれば、笑い合い語り合う場を住民は失うということになります。幾つになっても誰もが楽しみを持って生きられる、より良いまちづくりのためにも、ぜひ町として今後の住民活動への支援を改めてしっかりと考えていただくことを要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、多奈川地区の現状と今後のまちづくりを問う、と通告している件でございます。

多奈川地区は市街化区域に随分前に指定されておりますが、人口減少が激しく、空き家や休耕

地が増え続け、地域衰退の負のスパイラルが続いている状況です。多奈川地区にお住まいの方で今後、自分たちが住んでいる地域の行く末がどうなっていくのかとても気になるというご相談を受けて、今日は臨んでおります。

先ほどの質問で紹介をしましたが、多奈川地区には、「橋」の皆さんのように有志の方々により開催されているカフェやランチ、または、多奈川小学校のPTAやそのOBの皆様による地域を盛り上げる活動のおかげで、地域コミュニティをつくる取組がなされていますが、多くの皆さんは、町がこの地域を今後どうしていくのか、知る方はほとんどいらっしゃらないと思います。

そんな中で、町行政としてそんな多奈川地域について、今後のまちづくりをどう考え、どうしていくのかをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、第5次岬町総合計画及び岬町都市計画マスタープランにおいて、町の将来像及び地域づくりの目標を定めております。多奈川地域は、自然海岸や農地、山林など緑豊かな自然環境を生かし、安全で快適な市街地環境の形成を図るとともに、関西電力多奈川発電所跡地に企業誘致を進めるなど、活力ある地域となることを目標として定めております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 第5次岬町総合計画や都市計画マスタープランでは、多奈川地域をひとくくりにして目標を定めているということですね。しかし、この計画自体、住民の皆さんの中でどれくらいの方が理解をしているのでしょうか。また、過去に計画されてから現在にかけて、結果はいかがでしょうか。目標はしっかりと達成できたと言える状況でしょうか。私の意見としては、ほとんど町の動きが見えないし、衰退する変化は見えど、目標達成にはほど遠い状況ではないかなと、このように感じております。

多奈川地区と言えどエリアはかなり広く、多奈川地区の中でもエリアごとに様々な地域特性がございます。企業誘致を進めるという関西電力発電所跡地にある多奈川駅周辺、また、自然海岸を有する小島地区、そして、農地、山林等緑豊かな自然環境が残る西地区から楠木地区、そして、西畑、東畑地区などなど、今お伝えした地域を思い返していただくと、全く地域の特徴が違いますよね。それをひとくくりにして進めてきた今までがあり、その結果も今、地域の現状を見てのおおirdaだと思います。関西電力さんのご協力により、火力発電所跡地に企業誘致を進めていただいておりますけれども、そのこととほかの多奈川地域への波及効果も、見る限り特にないと言わざるを得ないかと思っております。そんな結果を見る限り、そろそろ広い多奈川地域の中で、地域の特

色ごとにそれぞれのエリアの特性を生かしたまちづくり計画を立てて、目標を定めることが必要ではないのでしょうか。

ここで少し、農地、山林等緑豊かな自然環境が残る西地区から楠木地区の現状を見ていただこうと思います。

モニターの資料3をご覧ください。

写真は、多奈川東地区から楠木地区へ向かうまでの右手に広がる田園エリアでございます。農地、山林等緑豊かな自然環境が残る西地区から楠木地区などは、随分前から空き家の増加に加えて、休耕地が一面に広がっているという状況でございます。また、水路も整備されておらず、写真のような状態であります。このような状態から、この地域のまちづくりを町はどうしていくのでしょうか。放ったらかしにするのでしょうか。

これ、このような荒れた状態ではあるものの、見方を変えれば、地域資源として農地がたくさん残っているとも言えると思います。その地域の特性を最大限に活かす、農業振興に特化した計画をし、地域住民の皆さんと一緒に、全国から農業を目指す方や田園地域に住むことを希望する方々を呼び込むための空き家の整備や各種移住定住施策、そして、プロモーションも大事です、そういうことを行っていく、そんな計画をしていくべきではないでしょうか。

そのためには、町が旗振り役となり、その地域をもっと深く調査研究をし、そして、そこに住んでいる住民の方々と今後のまちづくりをどうしていくべきかの話し合いを重ねて目標を設定し、そして、一緒に未来に向かって取り組みを始め歩いていく、そんな姿勢が今本当に必要に私は感じております。

町行政としても、先ほど言われたように、農地、山林等緑豊かな自然環境を活かし、安全で快適な市街地環境の形成を図ると目標に定めていますよね。当たり障りのない万能な言葉の計画だけでは、衰退の負のスパイラルを止めることはできません。そろそろ各エリア、各地域の特色を活かしたまちづくりの計画の必要性と、そこに住む住民の皆様と未来の地域づくりに向けたまちづくりを話し合い、取組を始めないでしょうか。また、そんな考えや計画はないでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど多奈川地域の目標を説明させていただきました。本町では、町全体を一つのエリアとして事業を現在進めております。議員ご指摘のとおり、多奈川地区も含めて、人口減少や空き家、休耕地が増加しており、このような課題に対処するためには継続的なまちづくりの取組が必要で

あると考えております。

特に人口減少に歯止めをかけるためには、新たな住民を呼び込む施策が必要と考えております。空き家対策は、まちづくりにおいて重要な課題であり、現在、多奈川駅前に地域おこし協力隊の活動拠点であるまちづくり交流館を開設しておりまして、貸館事業をはじめ、交流人口・関係人口の取組を進めております。

今年度よりまちづくり交流館担当職員を1名配置し、地域イベントや交流会の開催など、地域づくりのための活動を計画しており、移住支援の総合窓口として取組を進めております。また、空き家相談会を定期的で開催するとともに、空き家バンクへの登録など、空き家解消に向け取組を進めております。

次に、休耕地や農地の有効活用も、地域のまちづくりにおいては重要であると考えております。地域の農業支援を生かした特産品支援などは、地域経済の活性化や観光の振興につながることから、地域の農業者や関係者と協力して持続可能な農業の推進に取り組んでおります。

企業誘致につきましては、多奈川地区多目的公園は6事業者の進出を決定し、全て事業用地の誘致が完了しております。また、第5次岬町総合計画では、多奈川地域の関西電力多奈川発電所第2発電所跡地を産業拠点と位置づけており、既に2事業者の進出が決定し、新たな産業の誘致により、雇用の創出や経済の活性化を進めていきます。

多奈川地域に限らず、本町全域で持続可能な未来を目指して、地域の関係者や住民の協力を得ながらまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町は町全体を一つのエリアとして考えてまちづくりをしているという、大きなくくりの回答かなと思います。若干踏み込んで回答をいただきたいところはあるかと思いますが、これは仕方がないと思います、町の計画でありますからね。ということは、私が提案しているような地域住民の皆さんと今後の地域のまちづくりを一緒になって考えて行動していくということは、今のところ考えていないというお答えになろうかと思いますが。残念ながら、それでは結果は既に今と同じようなものになるのではないかと私は思います。

なぜ私が今回このような質問をしたのか。それは、まさに資料の写真の地域にお住まいの住民の方々との話合いの中で、この地域は随分昔に市街化区域に指定されているのに、町は今後この地域をどうしていくつもりなのか、町の動きが見えないし、どんな計画がなされているのかも分からないという声が寄せられたからです。

確かにタウンミーティングは開催されております。これはこれで良い取組だと、私も思います。

が、そこでは、あくまで町全体の事業報告や地域の現在の課題、問題箇所の解決を行政が拾い上げて解決する趣旨となっており、地域ごとに未来のまちづくりについて話し合ったり計画したりなどはされていないと思います。

地域の関係者や住民の協力を得ながらまちづくりに取り組んでいくということが重要と考えていると先ほどおっしゃいました。協力を得るにはどうしたらいいのか。まずは、今後の各地域のまちづくりや町の計画などを地域の皆さんと話し合い、共有しないと協力関係は成り立たないと思うんですよね。一方通行ではだめですよということです。

町として、地域の目標を住民の皆さんと共有できれば、「橋」のボランティアの皆さんや、さらにはほかの皆さんもいらっしゃいます、また、PTAの皆さんなども、その目標に向けた自主的な取組をしてくださるようになると思うのです。何もこの地域についてのみ言っているのではなくて、ほかの地域についても同様で、町行政が特色ある各地域に入り込んで、住民の皆さんの思いを聴きながら、この地域をどんなふうな地域にしていってというふうな、一緒にその地域の未来を考えて目標を定めたまちづくりをしていくこと、これこそが協働のまちづくりだと言えると思うのです。いま一度、そんな取組を始めないかというのを聞きたいのですけれども、同じ答えになるのでしょうかね、ということですよね。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 松尾議員さんの質問にお答えします。

今、まちづくりについて、松尾議員のほうから考え方を披瀝していただきまして、本当にありがとうございます。

多奈川地区について、先ほど多奈川の西地区、また楠木地区、そういったところは、言わば行政が市街化区域に編入しながら放ったらかしやと、こういう話があったんですけど、そうではなくて、過去に太陽光発電所の問題、にんにく畑の問題、多種多様な話があって、一緒に地域の方と取り組んでまいりました。残念ながら全て事業者が撤退を、言わば計画を取りやめる、そういう経過があったことをご存知でしょうか。そういうことがあって、なかなかいざとなると、地権者それぞれの考え方があって理解が得られない、こういった問題が過去にずっと積み残してきているということも理解をしていただきたい。

それから多奈川地区は、先ほど担当のほうからも説明があったとおり、企業誘致にせよ、公園づくりにせよ、全て完了してきております。また、歴史・文化を守っていくためのそういった道路が不便だということで、多奈川地区全体の要望として道路整備が出てきました。これも全て完了してしております。

そういった中でまちづくりをやっていくには、岬町全体を眺めた中で、一つ一つそれを計画していくということが当然であります。そんな中で特に多奈川地区が遅れているというよりも、言わば人口減少が続いておるといのは、これは淡輪にしても、深日にしても、同じことだろうと私は思っております。

そんな中で、先ほどの話の中に水路が全く手つかずだという話がありましたが、水路は町はつけないんです。つけないけど、同意がもらえないんです。生活排水が水路に流れるために、田畑の人たちがなかなか理解を頂けなかった。現在は、一応了解はしてもらえますけれども、いざご利用を確認して協定してもらえますかって言ったら、なかなか返事が来ない、そういった状況があることもやっぱり議員さんご理解をさせていただきたいなど。

いろいろやりたいことはたくさんありますけれども、もちろん財政的な問題もありますけれども、総合計画に基づいて少しずついろんな計画に向けて推進していることは間違いないと、私は思っております。今後、多奈川発電所に企業が張り付いた場合、これはかなりの雇用を生み、定住を生み、そういった税収を生む、これは私は期待をかけております。

そんな中で一足飛びにこうせえ、ああせえということはできないかも分かりませんが、やはり住民の要望に応じていくには、タウンミーティングを通じて皆さん方の意見を一つ一つ聴いていく、私に今できることはここしかないですよと、タウンミーティングしかないんです、あとは各団体の会合の場でいろんな意見を聴いていく、そういったことしかない。あとは、担当のほうは直接窓口のほうで住民の方の要望、また考え方、計画、そういったものを協議して進めていっていることは間違いありません。

ですから、職員は何もしないわけでもない、一生懸命汗をかいてやってはおります。町も一生懸命それに応えよう、住民の思いに応えようと思ってやっておることも事実でありますので、そういったことも議会の皆さん方も一つ一緒になってまちづくりを考えていただきたいと思います、このように思っておりますので、どうかその点もご理解をいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長のおっしゃることはよく分かっております。水路の件も、もし今からでもしっかりと地権者の方々、水路の管理者の方々しっかりと話をさせていただきたい。私は、生の住民の方の声を聴いてここに臨ませていただいております。全て聴いております。ただ、進んでいない。その結果が今、こうして述べさせていただいているのです。だからこそ進めていただきたいと思います、ただそれだけです。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 そうじゃなくて、進められない。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 うん、そこも含めてね。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 それやってるんですけどね。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 いえいえ、分かりました。引き続き、いろいろ問題はある中でやはり進めていただきたいからこそ、こうして提案しているのであって、ぜひ聞いていただきたいと思います。

時間が少しずつ減ってきていますので、私のまちづくりというのは、先ほど述べさせてもらったとおりなのですけれども、やっぱり目標、その地域をどう活性していくか、そして、その未来の、ここまで持っていこうという目標を定めていただけたら、一番住民さんも……やはり今、何が問題かという、岬町の動き、そして、どういうふうにもちづくりをしていくか、先ほどの水路のこともそうです、農業のこともそうです、あまり分かっていらっしゃらない方が多い、だからこそ政治に向かないし、地域もそのままになってしまっているというような思いが、やはりどうしても住民さんの中で多いと思います。だからこそ、こうやっていく、ああやっていく、そして、手を差し伸べていく、それが大事なことはないかなと私は思います。

なので、町長におかれましては、引き続き住民の方々の声を聴いて、未来に向けたまちづくりの計画、そして、目標を立てていただきたいと願ひまして、この質問は終わりたいと思います。

さて、最後の質問です。

スケートボード広場の建設計画を中止した経緯の検証と今後を問う、というように通告している件ですけれども、私はこの件に対する町行政の判断、また、計画中止に至った経緯についてタウンミーティングで話されていることについて、率直な気持ちとしては残念に思っております。

その理由の1つに、タウンミーティングで話されている、ある議員から現計画を中止することが住民の皆さんの意見であると、町の計画に反対する意見が出されたというふうな説明を聞いているところです。これは、間違った勝手な解釈であります。

私は決してパーク計画の中止を求めたわけではありません。また、パーク計画に反対するものでもなく、同じ予算で造られるのなら、全天候型木造パークを造るほうがメリットが多く、現在の世界主流なので、こちらに計画変更しませんかとの提案が主な趣旨です。都合の良いように3月議会で私が発言した言葉尻を取って趣旨を曲げて解釈し、タウンミーティングで住民説明をした町行政に対し、ここで抗議を表明したいと思います。

また2つ目に、議会で予算が承認された案件を、議会への報告のみで相談もなしに中止としたこと、さらに、要望者の望む全天候型木造パークを、立ち止まって調査研究することなしに中止としたことについても残念な気持ちであります。行政と議会は両輪のごとくと町長も先ほど言われましたが、議会から私は知恵を出しました。今後のより良い未来をつくる話合いが残念ながらなされずに、行政主体で今回の中止の判断がなされたことにも、残念であります。

さて、本題に入りたいと思います。

私が提案した木造パークの屋内施設について、新たに建設する場合は億を超える事業費が必要であるため、屋内木造パークはできないというふうな説明がありましたが、その根拠はどこにあるか説明をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方自治体が屋内型のスケートボード施設を建設する場合は、建築面積、建物の構造、設備、土地の取得費用、建築労務などが考えられ、地域や施設の設計や仕様など、様々な要素によって異なってまいります。2022年4月28日に国土交通省が公表したデータを基に算出しました、建築着工統計による単価の推移（全国版）によりますと、構造が木造、用途・使途が倉庫の1平米当たりの単価は11万858円となっております。例えば今回計画しました、みさき汐風フィールド駐車場約1,100平米に建物を建築する場合は、全国平均の建築単価で一番安い倉庫の単価で試算しても約1億2,000万円、鉄骨で約1億4,000万円が必要となります。また、近年の建築物価の高騰や空調、照明、トイレなどの設備、セクションの費用を加えると、2億円近い額になると考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 結局のところ、実際に見積りを取ったり市場調査はなされなく、岬町の地域性も考慮されない、全国版の建設着工統計による単価での卓上の計算で、鉄骨であれば1億4,000万円、そして、セクションの費用を合わせると2億円近い額になるとの試算ですよね。

これね、私、できない理由を言うために出された金額としか思えないんですよね。私は、全天候型木造パークを提案したとき、既にその専門家との打合せをして、市場調査も済ませて、その上で見積りを取った確証のある提案をしております。ここでそれらを披露したいと思います。

その前に、これからお見せする資料は、建設事業者の1つにすぎません。また、先に言っておきますが、過去に私に対する嘘のうわさというのを吹聴し、広めようとする関係者がいまだに存在されますので、ここでくぎを刺しておきますが、この事業者を勧めるためにまたここで提案し

ているわけでは決してありませんし、私自身がつながりを持っているわけでもありません。あくまでこれは行政への市政等の提言であり、本来なら、同じような事業者を探して、そして複数社から相見積り、そして、もしくは、プロポーザル形式で参加形態にして最適な事業者を選定すべきと、私は常に言っています。それを強く望んでいるということを先に触れておきます。

それでは、モニター資料4の1をご覧ください。

ごめんなさい、行政の皆さんに資料を用意できなくて申し訳ないのですが、これは屋内スケートボードパークの建屋の提案でございます。ご覧のように建築コストの削減、工期短縮、そして高い耐久性など、多くの特徴を兼ね備えた「フレックスハウス」という太陽工業株式会社の商品名です。特殊な鉄筋骨に特殊な膜素材の屋根を持つ、素材特性の応用による計算された合理的な形状により確かな強度を実現するものです。

モニター資料4の2をご覧ください。

必要な装備や機能のあるドーム型施設で、保冷・保温機能を高める二重膜断熱システムや強制換気、天井内張や照明、ファンなど、必要に応じた機能部材やオプションを豊富に用意されております。

さて、過去の実績を紹介したいと思います。

モニター資料4の3をご覧ください。

いろいろ書いているのですが、主立ったところを挙げてみますと、創業は1922年、膜・構造のパイオニアとして、FIFAワールドカップで埼玉スタジアム、ドイツのシャルケ・アリーナ、南アフリカではダーバン・スタジアム、ブラジルはアリーナ・フォンチ・ノヴァ等、国内5施設、海外8施設の屋根を施工しております。

そして、一番参考になるのが、国内の地方自治体の公共施設としてどれくらい建設実績があるのか、皆さん知りたいところだと思いますので、モニター資料4の4をご覧ください。

まずは、茨城県阿見町の施設である予科練平和記念館というのがあります。また、神奈川県横須賀市の市役所の作業所も建設実績がございます。

続いて、モニター資料4の5をご覧ください。

JAXA——宇宙航空研究開発機構の展示館や東京都の保有する仮設体育館、また、岐阜県垂井町のエコドームというのも実績としてございます。

さらに、スケートボードパークですが、使用用途が似ているものとして、これは民間事業者にはなるのですが、千葉県にあるラジコンサーキット場というのも建築実績がございます。

モニター資料4の6をご覧ください。

在来工法と比較したメリットを紹介しております。1つ目として、建設コストが約40%削減できるということ、2つ目に、約66%の工期短縮を実現できること、3つ目に、LCCO₂排出量を大幅削減できることが挙げられております。構造がシンプルで施工や解体が容易、移設も可能、建設資材の削減はもとより、太陽光を活かした透過率の高い膜材による各種ランニングコストの削減などの、省エネコストのメリットも紹介しております。

肝心の見積りですが、時間がありません、モニター資料4の7をご覧ください。

岬町におけるテント・倉庫新築工事というふうにしております。これは、専門家が考えるパークづくりに十分な大きさである、ワイドが12メートル、レングス——長さが25メートル掛ける軒高が4.6メートルの、これはお見積金額ですけれども、合計は2,750万円税込みです。

見積詳細は、モニター資料4の8をご覧ください。

直接仮設工事一式、布基礎工事一式、鉄骨テント製作費・運搬費一式、マンドア1台、ルーフファン2台、引違い窓4台、フードつき吸気口4カ所、現場施工費1式、消防設備諸々一式、設計費、建物図面、基礎及び構造計算書の作成一式、建築確認申請代行費、申請手数料込等一式、そして、諸経費も含まれて、施工管理費等一式も全部含まれております。

そして、木造パークの建設費については、この間紹介しましたVision Ramps Japanより見積書を取り寄せました。スケートボードパーク木造特殊工事、工期が約35日でできます。人件費・搬入費で3~4人工、そして、交通費、往復費、トラック搬入、荷役、材料費、備品類、そして、LED天井照明8つ込みで、消費税込み809万7,900円となっております。建屋と木造パークの建設費用合計金額が税込み3,559万7,900円、そして、トイレ、電気引込み、洗面、産廃処理も追加しても440万円以内で十分収まる計算ですので、町予算の4,000万円で収まるという計算です。町の予算では、もう既に500万円の設計費をコンサル事業者に委託して支払っているとのことで、建設費予算4,000万円と合わせると、町の合計予算4,500万円といえるでしょう。逆にその設計費に係った成果物について、500万円でどれだけの成果物がなされたのかを、後日でいいのでお示しいただきたいと思います。結果的に、町の予算よりも私の提案のほうが安く済むこととなります。

私は本当に純粋に、純粋にですよ、要望者をはじめ、健全なスポーツとしてスケートボードを愛する住民の皆さんのため、パーク建設を前向きに真剣に考えて、汗をかいて動き、また、たくさんの皆さんの協力の下、ここまでできることを示しました。なぜそこまでするのか。なぜか。私は、近隣にないすばらしいパークを造ることで、町外からもボーダーが絶えずやってきてにぎわう、住民が誇れる岬町をつくりたいからです。ただ、それだけです。厳しいことを言いますが、

本当に大事なことは、そこに気持ちが本当にあるのか。あったのか、だと単純に思いますよ。そして、未来の発展につなげる見通しや強い思いがあるのかどうか。

後日、今日お示しした見積書をお渡ししますが、それでもできない理由を言われるのか、または、前向きに精査するお考えはあるのか、それだけ聞かせてください。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

経過につきましては、議会等でも説明はさせていただいております。

資料なんですけど、現在はちょっとヒアリング等も考えておりません。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

このスケボーの件については、松尾議員が一番よくご存知だと思います。この一般質問の中で質問されて、それを受けて担当部長のほうが、それだったらもう中止せざるを得ないと、はっきりこの場で断言しているわけなんですよね。それを受けて私どもが協議した結果、子どもたちはどう言うてんねんと。なおかつ、そういう状況の中でもスケボーが欲しいのか、造ってほしいのかということを確認しております。二度にわたって確認しております。そんな中で、屋内型のスケボーができなかったら、もうこれは仕方ないという返事をもらった後に、我々は、もうこれは断念せざるを得ないというふうに結論を出しております。

ですから、松尾議員は議員なりにいろんな業者から積算の資料を頂いて、それを今、披瀝していただきましたけど、我々公共事業をやっている者については、それなりの基準の範囲内での積算資料を説明させていただいたので、今後やるかやらないかといったら、はっきり申し上げまして、全員協議会でもお話しさせてもらったとおり、一応このスケボーについては中止をするということをお知らせしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 もう時間はありませんけれども、本当に非常に残念です。その積算根拠が揺らぐ方法なのです。それに固執していれば町の発展はないと、それだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開は、モニターを下ろしたいので、午後2時10分ということでお願いいたします。

(午後 1時59分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、早川 良君。

○早川 良議員 早川 良でございます。質問に先立ちまして、6月に入りましてすぐに線状降水帯の発生により、岬町全域にわたり避難指示が発令されました。町長をはじめ幹部職員の皆様、また、消防団関係機関等の皆様には、早朝より災害警戒対策本部の立ち上げ、またその後、対策本部を設置し、住民の皆様からの相談、また、被害報告に対しまして迅速に対応していただき、大きな人的被害もなく、誠にありがとうございました。

今回、非常配備2号体制により、比較的若い職員の皆様も現場に出て対応しておられると思います。岬町におきましても、地理的要因から被害の出やすい場所が何カ所かあります。そういった場所の対処の技術といたしますか、ノウハウ、そういった経験豊かな幹部職員の皆様より今後、しっかり若い職員に引き継いでいただき、今後とも安心安全なまちづくりをよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1つ目の質問は、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成についてです。

防災士の資格は、日本防災士機構が認証する民間資格であります。近年多くの地方公共団体が予算を計上しまして防災士を養成し、自主防災組織や学校、職場に配置するといった事例が各地に広まっております。大阪府内の自治体においても取組が進んでいます。

そこで、災害が発生すると第一線で現場活動していただいている、本町職員の防災士の資格状況についてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の職員といたしましては、令和4年度に危機管理担当から職員1名が防災士研修講座を受講し、資格を取得しております。今後は、その有効性を検証し、計画的な資格取得を検討していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 災害発生時に避難所開設など、住民の皆様と最も身近で対応される職員の方が防災、または応急手当の知識を有する防災士であれば、なお住民の皆様の安心につながり、町の強みとなると思いますので、ぜひ今後とも拡充していけるようよろしくお願いします。

今後発生が危惧されている東南海トラフ地震等、災害の規模が大きければ大きいほど、消防、警察などの公的な救助活動が十分に機能するまでには一定の時間がかかります。災害等発生直後における初期消火、避難誘導、避難所開設など、自主防災組織、地域防災向上の中心的な担い手となる、災害に関する知識と防災に対する強い意欲を併せ持ったリーダーの育成のために、防災士の資格取得に対して補助金を交付してはどうかと考えますが、町としてどうお考えかお聞かせください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えさせていただきます。

地域防災力の強化という面における防災士の有効性につきましては、先ほど議員がご説明していただいたとおりと考えております。

本町といたしましては、自主防災組織の強化につながる住民による防災士資格取得の支援について、他の自治体における先進事例の調査・研究を行い、それらを踏まえて、岬町に適した取組を模索・構築していきたいと考えております。

また、本町では、まだ全ての自治区に自主防災組織が設立されておられませんので、設立の支援による地域防災力の強化についても、併せて取り組みたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先日の、奥野議員の災害に備えての答弁でもあったとおり、現在岬町では48の自主防災組織がありますが、地区によっては組織があってもなかなか定期的な訓練等ができていない、また、自治区の役員等が毎年変わるために、組織図どおりになかなか運営が困難な状況であるという現状があります。

災害に強いまちづくりは、行政だけではなし得ません。自分たちの町は自分たちで守る、住民の皆様にもこの意識をしっかりとっていただき、また、自主防災組織と地域防災力の向上のために、防火に対する強い意欲のある住民の方に地域防災のリーダーになっていただけるように、防災士の資格に対する補助金の創設を強く要望し、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問です。防災行政無線等の戸別受信機の設置についてでございます。

この案件につきましては、中原議員より、令和元年12月、令和4年3月、9月の定例会の一

般質問で3回提案されており、また、他の議員さんからも、防災行政無線がやはり聞き取りにくい現状があるということ委員会等でも報告されております。

そこで、まず初めに危機管理監にお尋ねします。

町の危機管理監として、災害時に人的被害を最小限に防ぐために一番必要なことは何かと考えますか。お尋ねします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

まず、これまでのご質問等でご回答させていただいておりますけれども、まず自分の身は自分で守る、これに限ると考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 管理監、自分の身は自分で守る、確かに自分たちの町は自分たちで守るという理念に沿っているかと思えます。

私は消防士時代、多くの災害現場、また、東日本大震災時の緊急援助隊大阪部隊として、先ほど坂原議員からも紹介がありました、岩手県釜石市、また、大槌町に派遣され救助活動をした経験があります。そこで感じた、想像を絶する自然の驚異というのを今でも忘れることができません。またそれと同時に、避難することの重要性を目の当たりにしました。その経験から、私は、災害から人的被害を最大限に抑えるには、正確で迅速な情報伝達が最も有効な手段と考えております。

戸別受信機に係る費用等、細かい質問は、過去の一般質問で答弁されていますので割愛しますが、緊急防災・減災事業債の対象期限が残り2年と迫っております。現在、どこまで進捗しているのか、また、戸別受信機について町としてどうお考えか、お聞かせください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

まず、ご質問にありました緊急防災・減災事業債についてお答えさせていただきたいと思えます。

以前にも一般質問に対する回答の中で、本町では戸別受信機の導入における財源といたしまして、緊急防災・減災事業債の活用を候補として挙げております。この事業債は、起債充当率が100%、交付税措置率が70%の有利な地方財政措置であることから、現状におきましてもこの事業債を検討対象と考えております。

この事業債につきましては、議員からただいまご指摘のありましたとおり、期間が令和3年度

から令和7年度までとなっております。これまでに数度の期間延長が行われておりますが、今後の見込みにつきましては、現在のところ情報はございません。

そして、岬町といたしましては、戸別受信機の導入につきまして前向きに検討しておりますところではございますけれども、本町の財政状況を鑑み、導入の方向性や時期など引き続き慎重に検討を行う必要があると考えております。また、戸別受信機の導入以外につきましても、住民の命を守るために必要な方法等、効果的な方法につきましても検討していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 戸別受信機導入以外にも効果的な方法について検討していきますって、今、何か具体的な方法といたしますか……近隣でいいますと、田尻町さんがJ：COMさんと提携して住民の方に契約していただいて、9割を負担してということを行っていると聞いております。ただ、岬町においては、孝子地区、小島地区にはJ：COMの回線が届いてないので、なかなかそういった方法を取るのには難しい現状かと思いますが、ほかに何か今具体的な方法等があれば、挙げていただければと思います。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご質問にお答えいたします。

先ほど議員のご指摘のありましたケーブルテレビについても、やはりうちのほうでも検討しております。また昨今、携帯電話・スマホ等のアプリ等でも受信できるものも提案等されておりますので、それも含めて検討材料として挙げております。なお、現在のところ、どれを採用するかという議論にまでは至っておりません。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど危機管理監から回答がありました。引き続き慎重に検討を行う必要があるということで、過去の回答とあまり進捗がないかなというのが率直な感想でございます。

町の財政状況は十分に理解していますが、高齢者や障がいのある方、また情報収集力の弱い方、先ほど危機管理監からスマートフォン等の伝達方法と言われていましたが、やはりなかなかスマートフォンの操作とかが苦手な高齢者の方もいますので、そういった方などに人的被害、先ほど言いましたように、やはり伝達というのは人的被害を最小限に防ぐ方法かと思い、最も重要な施策と私は考えております。この伝達方法の仕組みというのを、残り2年、この期間であります、しっかり今以上に前に進むように強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 早川 良君の質問が終わりました。

○竹原伸晃議長 次に、日程第2、議案第26号、専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第12次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第26号、「専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第12次）」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和4年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等特定財源の確定に伴う財源更正、並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、令和4年度一般会計の決算見込みなどについてご説明をさせていただきます。

先日、内閣府が発表いたしました、今年1月から3月期の国内総生産GDPの速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は、年率換算で1.6%の増加となり、三、四半期ぶりのプラス成長となりました。コロナ禍で制限された経済の正常化が進み、外食や宿泊など、GDPの半分以上を占める個人消費が堅調だった反面、海外経済の減速を受け、半導体製造装置や自動車の輸出が減少となっております。

一方、今年4月分の生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年同月から3.4%上昇いたしました。物価高を克服し、消費をさらに拡大させるには、消費者の負担を上回る継続的な賃上げが我が国経済の好循環の鍵を握ると言われております。このような状況は、地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後ともこうした動きを注視していく必要があると考えております。

次に本町に目を向けると、歳入については、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・食料品価格高騰に伴う物価高騰対策のために交付された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を町の独自支援策に余すことなく活用するとともに、過疎対策事業債を有効に活用することで財源の確保を図りました。

一方、歳出におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加、公債費が高止まりしているなどの状況に加え、公共施設における電気料金の高騰など厳しい財政運営となりましたが、行財政改革の取組などにより、実質収支につきましては引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされており、今後とも行財政改革を積極的に推進していくことが急務となっております。なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告をさせていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

令和4年度一般会計補正予算（第12次）では、歳入予算について、国庫支出金や府支出金などの交付決定や町債の借入額の決定に伴い、現計予算との差額を調整し、歳出予算におきましては、歳入予算で計上いたしました、国庫支出金、府支出金、町債など、特定財源の決定に伴う財源更正を行うとともに、不用額の調整を行っております。

不用額の主な内容といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費などは、対象世帯数の確定に伴うもの、町道西畑線整備事業費や町道池谷向出連絡線整備事業費などは、入札の実施に伴う落札減によるもの、施設型給付費や自立支援医療費、障がい者共同生活援助給付費などは、受診者やサービス給付対象者が想定ほど伸びなかったことなどに伴う減額でございます。

改めまして、議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,194万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億506万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、12ページから27ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

町税といたしまして、収入見込みに伴い、4,078万1,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、株式譲渡などの分離所得の増加に伴う町民税の個人所得割2,348万円を新型コロナ特例軽減分の戻り分に伴う固定資産税の土地・家屋・償却資産の合計1,130万1,000円をそれぞれ増額計上いたしております。配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定に伴い、合計で1,097万9,000

円を減額計上いたしております。国から示されました地方財政計画の伸び率や地方財政対策等を参考に予算計上いたしておりましたが、主な増減といたしましては、法人事業税交付金1,813万2,000円の増額計上する一方、株式等譲渡所得割交付金2,013万4,000円を、特別地方交付税1,012万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い1億4,088万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも補助対象世帯などの確定により、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金3,310万円を、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金と事務費補助金の合計2,019万4,000円をそれぞれ減額計上するとともに、社会資本整備総合交付金（道路整備等）につきましては、町道西畑線整備事業などの事業費の決定により、2,905万3,000円を減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、2,505万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも対象人数や医療費の決定等により、子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付）540万2,000円を、重度障害者医療費助成事業費補助金534万8,000円を、障害者医療費負担金322万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

3ページをご参照願います。

財産収入につきましては、株式会社ジェイコムウエスト利益配当金18万5,000円を増額計上いたしております。寄附金につきましては、ふるさと納税の増加に伴う岬ゆめ・みらい寄附金1,643万7,000円と、多奈川地区多目的公園寄附金2万4,000円の合計1,646万1,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

繰入金につきましては、9,188万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金8,388万6,000円を、歳出予算における充当事業の決算見込みに伴い、岬ゆめ・みらい基金繰入金937万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸収入につきましては、収入見込みに伴い、1,626万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町民体育館空調整備事業の決算見込みに伴い、石油ガス災害バルク等導入事業費補助金440万8,000円を、深日・洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズムに係る海上サイクルルート利用料385万3,000円それぞれ減額計上いたしております。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い、2,430万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道西畑線や町道池谷向出連絡線などの道路整備事業費などの決算

見込みに伴い、町道整備事業債（過疎対策）1,360万円を減額計上する一方、子ども医療助成事業費（過疎対策（ソフト事業分））1,000万円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、28ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、5,485万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、会計年度任用職員共済組合負担金2,000万円を、深日・洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズムの取組として実施した、大阪湾広域観光ルート形成業務委託料や施設借上料などの合計1,017万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、7,471万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に係る住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3,310万円を、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費について、給付金と事務費の合計2,400万2,000円をそれぞれ減額計上する一方、国民健康保険特別会計の令和4年度決算見込みを踏まえ、国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）7,650万円を増額計上いたしております。

衛生費につきましては、4,660万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、粗大・不燃ごみや空缶、空ビン等に係る粗大ごみ等処分委託料と運搬委託料の合計1,099万4,000円を、し尿処理施設の定期点検業務に係る修繕料793万円をそれぞれ減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、134万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、不用額の調整に伴い、農業委員報酬84万円を、農作物特産品化支援事業補助金50万円をそれぞれ減額計上いたしております。

商工費につきましては、1,737万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、新型コロナ対策として実施した事業者支援金620万円を、暮らし応援商品券交付事業に係る事業費補助金と事務費の合計701万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

土木費につきましては、7,269万5,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、町道西畑線道路改良工事と工事監理業務委託料の合計2,508万4,000円を、町道池谷向出連絡線整備工事と用地買収費の合計1,084万2,000円を、橋りょう点検委託料721万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

消防費につきましては、552万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、泉州南消防組合負担金300万円を、水防出動報酬131万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、2,988万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、小学校教育振興費の準要保護児童給食扶助費などの合計416万8,000円を、町民体育館空調整備事業に係る空調設置工事と工事監理業務委託料の合計1,017万9,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

5ページをご参照願います。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い、一時借入金利子144万円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、5,246万1,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、ふるさと納税で頂いた寄附金を岬ゆめ・みらい基金への積立金として1,643万7,000円を、令和3年度決算剰余金を庁舎整備基金への積立金として3,600万円をそれぞれ増額計上いたしております。

続いて、6ページから8ページをご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、子ども医療助成事業（過疎対策（ソフト事業分））に係る起債限度額を追加し、ごみ処理施設整備事業（過疎対策）ほか5事業に係る起債限度額の変更を行うとともに、ごみ処理施設運営事業（過疎対策（ソフト事業分））を廃止するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 まず、1点だけお聞きしたいところがあります。

議案書の19ページの下から3段目の道路橋梁費補助金で、たくさんの2,905万3,000円という不用額が出ております。この明細は、後ろの43ページに土木費として各事業の不用額が出ておりますけれども、私が確認したいのは、各町道で舗装修繕工事をいろいろと各区長さんから要望も出ているところがたくさんあるのですけれども、こういう残額の国へ返す分は、そ

ういうところに新たな流用というのは可能ではなかったのかというように思うのですが、それだけ確認したいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 奥野議員の質問に答えさせていただきます。

今、国庫補助につきましては、社会資本整備総合交付金ということで計画を立てて、その部分について申請をさせていただいてますので、残ったからほかの舗装の計画のところへ使うとか、そういうことはできないようになっています。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 1点だけお聞きしたいと思います。

予算書の33ページなのですが、節27の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金。その他では、不用額で全部減額計上なのですが、ここだけ減額ではなくなっているのですけれども、これは毎年こういう項目はなかったように思うのですが、これは特段何か今回に限って特別に予算が必要であったとか、何かあったのでしょうか、説明をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えをいたします。

今回、歳出で設定をしております財政安定化支援事業分につきましては、本来でしたら保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、地方財政措置が講じられている事業とされております。本町におきましては、平成30年度に国民健康保険制度が大きく制度改正をされて以降、事業費納付金等の財源不足については本町で積み立てている基金を導入し、当該事業の実施を求めてはいませんでしたが、今回、特別会計内の決算見込みにつきまして、収入については前年度並みを当初見込んでおりましたが、最終的な見込みにおいて当初の予測以上に保険料等の減少があったことにより不足が生じる見込みになり、従前より未実施であった分を今回、繰出しを一般会計のほうにお願いしたところでございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議案書の28、29ページの一番上のところで、ここは総務費の目1一般管理費、節1報酬の中に、政策情報顧問報酬（1人）ということで97万円の減額という記載がございます。この内容の説明をいただきたいというのが1点目です。

2点目は、32、33ページの社会福祉費です。ここでは、一番下の住民税非課税世帯等に対

する臨時特別給付金事業費の減額の提案なんですよね。これはご説明にあったとおり、対象世帯数の確定等に伴うということかというふうに理解はしているのですが、決算を前に不用額を調整しようということなのかと思って見ているのです。

これは、国が5万円で町がその上に1万円上乘せした事業のことだったのかと……コロナ対策、岬町はすごく頑張っているじゃないですか。だから、過去3年間の事業がどれがどれだったのか記憶があまり定かではないのですが、これは昨年度、令和4年度の決算を前にということですので、令和4年度事業でそういうことであったかと思っているのですが、不用額というべきか、金額が大きいので、3,310万円を減額補正するという提案ですよね。これの説明をいただきたい。これはこれで別におかしいことではないのだということであればいいのですが、何かすごく金額が大きいような気がして、どういった要因かと思ひ見させていただいておりました。

それから3点目ですが、40、41ページの商工費についてお聞きします。一番上の目1商工総務費の節18負担金補助及び交付金として、産業観光促進課の事業者支援金が620万円の減額、不用額になったということだと思います。これは、コロナ禍の時期に3年間連続して何らかの形の事業者支援金を行ってきた、昨年度行っていたものの、お金は用意していたのだけれど、結局申請者数との関係で620万円余ったと言うべきか分かりませんが、そういうことなのかというふうに見ています。

それで、昨年度のこの岬町独自の事業者支援金については、国の事業復活支援金の対象外の方というように設定をしていたと思います。岬町が行ってきた事業者支援金については、3カ年かけて毎年度何らかの形で支援を行い、金額についても一律20万円ということで、私は優れた制度を続けてきたと思っているのです。ただ、このときの国の事業復活支援金の対象外の考え方については、意見を申し上げた経過がございますので、その点について改めてお聞きしたいと思います。

というのが、私が言ってきたのは、事業復活支援金自体の周知が非常に不十分でして、対象になるのだけど、それを知らずに国への申請の時期が終わってしまったという方であるとか、申請が非常に複雑で、なかなか事業者にとってはハードルが高いということもあり申請できないまま、これは改めて調べたら締切りが昨年6月17日でしたけれども、岬町がこの事業者支援金を始めたのは、ホームページ上では6月28日更新となっていますので、事業復活支援金の申請がすっかり終わってしまったから、復活支援金の対象にならなかった人というふうに、時系列ではそういうことかと思っているのです。

それで、これだけ残した……残したと言うべきか分かりませんが、これは件数でいうと31件

分になるわけですね、一律20万円ですので。何らかの途中の段階で、もともと考えていた制度設計があるのだけれども、これはちょっとどうも、例えば申請があまり振るわないということであれば、少し枠組みを見直して緩和するとか、そういったことをして、できるだけ多くの事業者の皆さんに、お困りになっている方があればそこを救うという方向転換ができなかったのかなというふうに思っているのですけれども、その点についてお答えいただきたいというのが3点目です。

それから、4点目ですが、44、45ページに、土木費、都市計画費のところ、みさき公園費がございます。直接的な質問ではないのですが、この新たなみさき公園に関わる減額計上がなされていますので、参考までにお答えいただけるようであればお聞きしたいのですが、基本構想がいつ提出されたのか、具体的な期日をこの機会にお聞きできればと思っています。

以上4点です。。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

29ページの政策情報顧問の97万円の専決減のところですが、内容につきましては、政策情報顧問である白井氏が昨年、令和4年10月31日付で一旦退職されたため、昨年11月分以降の報酬を不用額として専決処分させていただきました次第です。

それから、今年の4月からは、白井氏もお元気になられて顧問として再度就任されております。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

32ページ、33ページの民生費、目が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきましては、令和4年度当初は10万円支給の制度でございまして、令和3年度では課税世帯だったけれども、令和4年度で非課税世帯になった世帯を救うためのものになります。

今回10万円ということで、3,310万円と331世帯の差が出てるわけなんですけれども、実際にこの支給を進めていくに当たってシステム改修を行いまして、実際に対象となる世帯と当初見込んでいた世帯との差がこれぐらい出たということで、ご理解していただけたらなというふうに思っています。システム改修で対象と判断した数については、実際には227世帯ございまして、実際には210世帯の返送がありまして、支給返送率につきましては92.5%の状況でございました。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員の、ページ41の商工費の事業者支援金について、まずお答えさ

せていただきます。

おっしゃるとおり、町の独自支援金として実施したもので、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る事業復活支援金を受給していない岬町内の中小法人、個人事業主、その他の法人に対して、経営安定に資する支援金として支給するといったものでございまして、当初20万円で100件分、2,000万円の予算をご承認いただきまして、実際に申請を受理した件数が69件の1,380万円ということで、差額の620万円を不用額として計上させていただいたものでございます。

確か、当時の事業委員会か何かだったかと思うんですけども、中原議員から、対象者なんだけれども、何らかの理由で国の申請時期に間に合わなかった者に対して手だてはないのかというご意見もいただいたわけなんですけれども、この制度は、要綱に基づいて実施したものですから、その部分については制度設計の根幹に関わる部分で、あくまでも町の独自支援としては、国の対象とならなかった方々を救済するという立場でございましたので、その部分については手だてができておりません。ただ、申請遅れや何らかの事情で手続等が遅れたとか、そういった部分については、できるだけ期限後であっても支援させていただいたというところでございます。

それと、不用額とは直接関係はないのですが、新たなみさき公園の現在の進捗において、変更後の計画が提出されたのかということですけども、これは5月末時点で提出されております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 2点目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費のことなのですけども、うまく理解ができなくて、331世帯分が不用額になったと。それで、これは対象になると考えられる方にお手紙を送った、そのお手紙が227世帯であった。それを受けて申請された方が210世帯であった。これ以外の申請というのはなかったということでしょうか。

行政が把握していないところで対象になるような収入の減少という方についても、申請をして対象になれば支給できますということがあったかと思うのですが、私が気になっているのは、受け取る権利のある人が漏れなく受け取られたのかということが1つ。

それから、なぜこんなに予備費が出たのか。やはりそこがよく分からないのです。227世帯が対象でお手紙を送ったと、今回331世帯分が不用額として出てくると、不用額のほうが多いじゃないですか、件数が。何でこんなことになるのかというのがちょっと……これ機械に条件を入れたら結果的にこうなったということなのではないでしょうか。その辺りのことがよく分からないので教えていただきたいと思います。

それから、事業者支援金については、今後またこういったことが発生してきた場合に、ぜひ柔軟にお考えをいただきたいというふうに、もう専決されてしまっているので申し上げるしかない

のですが、これは制度設計の段階でコロナの交付金を使うということであったと思うので、そういう意味で、国の支援金事業の対象になっていた方は条件に入れたらいけないとか、何かそういうコロナの臨時交付金の考え方にそういったことがあったのかどうか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、最後の確認なのですが、5月末時点で新たなみさき公園の基本構想が提出された。

5月末というのは5月31日と捉えていいのか、確認したいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、申請の必要であった方につきましては、16世帯申請を受け付けさせていただいて、支給をさせていただいています。あと、家計急変に伴いまして申請を受けた者については4世帯で、先ほどの確認書の返送分と合わせて230世帯の支給を行わせていただいています。

あと、今回、当初見込んでいた数から実際に確定した数に大きな格差があるということで、当初、積算見込みを出すときに、非課税世帯を含めて、未申告世帯も同じ非課税世帯という扱いになりまして、なかなか予算を積算する際には正確な数字があまり、その点も含めて数に上がってきますので、結構膨らむ形になるかなと思っています。

あと、家計急変に対しても対応が必要となって、その見込みも少し見込み過ぎたかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えします。

国の制度の中で対象となったけれども期限を過ぎ支給できなかった者を、我々町独自の支援金の中に含むとしていかを、我々が町独自の支援金の制度設計をしたとき、国に確認はしておりません。我々独自の事業者支援金の要綱を作成する段階では、当然国の対象者の方は国に申請するだろうという考えの下でいましたので、その支援の対象外となった方々を対象としたものというふうになります。

2点目のご質問は、5月31日ということです。

○竹原伸晃議長 3回目です、お願いします。中原 晶君。

○中原 晶議員 最後の1回です。こだわるようですが、事業者支援金のことです。ご答弁のとおり、私も途中で条件面での変更の提案もさせていただきました。けれども、そのときから見直すということについては、これは一切検討されなかったと受け止めたらいいのでしょうか。

この事業者支援金は、町の一定の締切りを設けていたけれども、その後でも申請があった場合

は、予算が残っているわけですから、締切りを超えても申請があれば受け付けて、対象になれば支給してきたと、それは努力されてきたのだなどは聞いていて思っていたのですが、この事業復活支援金については本当に何というか残念なケースが非常に多くて、国の制度は多少の拡充などもしたりしたのですけれども、本当に周知が不十分で、締切りが早くて、対象になったのに残念だという人が私の周りにもおられまして、それで見直しもして対象にしてはどうかと。

絶対とは言わないですけど、国の支援金を使うほうが上限が高いので、もらえるお金が多いケースがあるわけですよ。それなのにそれを知らなかったとか、多少知っていても、率直に言って、これはもう申請する気をなくすよねというぐらいハードルが高いと私は思っていて、申請の相談などにも乗らせてもらいましたが、私自身も非常に苦労した支援制度でした、これは。

だから、その辺を考えると、事業者さんを一概に責めることができないような面もあるのではないかと思っているんで、そういった方を少しでも救済するために、制度設計を少し見直したらどうかという提案をしてきたのですけれども、これは6月末に決まって、その後、年度末まで期間もあったわけですが、見直すということはなされなかったと。もう全く見当もしなかったということなのではないでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ご意見をいただいたときには、当然この独自の支援についても、町内事業者さんを支援したいというところから始まっておりますので、ご指摘をいただきました点は検討はいたしました。ただ、検討する中で、我々としてもできるだけそういう状況の方々については支援はしたいけれども、いろいろな角度から考えて、制度の根幹が緩んでしまうというところでご辛抱いただく形になったということでご理解いただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対はしませんよ。

○竹原伸晃議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第26号、専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第12次））について、賛成するわけではありませんが、意見をつけて反対はしない……反対しないというか、もう執行されているのであれですけど、態度表明に加わりたいと思います。

最後までご答弁をいただきました事業者支援金について。

今後、こういった支援制度をつくる時が来るかどうかは分かりませんが、ぜひ柔軟にお考えをいただいて、幅広い方を救済するというふうに行けるように、いろんな角度からご検討をいただきたいと。担当課として一定の努力は行ったと、検討はしたというお言葉は聞きましたので、私は率直に言って、検討の結果は残念ですけども、制度設計の根幹に関わるということで採用はされませんでした。今後またこういった機会があれば、お金が残らないようにというか、そういうふうな事業者を救済していただきたいと要望して、反対はしないという立場に立ちたいと思います。

○竹原伸晃議長 賛成ですね。

○中原 晶議員 はい。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第26号、専決処分の承認について（令和4年度岬町一般会計補正予算（第12次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第27号、専決処分の承認について（令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第27号、専決処分の承認について（令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））についてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、令和4年度国民健康保険特別会計決算見込みにおきまして、収入

額の確定に伴い財源更正に係る補正予算を調整し、議会の議決を得る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては3ページ以降に記載されておりますので、併せてご参照ください。

国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料につきましては、収入額の確定に伴う財源調整として7,650万円を減額計上いたしております。

次に、繰入金、他会計繰入金といたしまして、収入額の確定により財政安定化支援事業に係る一般財源の繰入分として7,650万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号、専決処分の承認について（令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第28号、専決処分の承認について（令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第5次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第4、議案第28号、専決処分の承認について（令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第5次）につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条例3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和4年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更などに係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,154万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,750万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整により、一般会計繰入金487万6,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い990万円を減額計上いたしております。内容としましては、流域下水道債380万円を、公共下水道事業債590万円を、公営企業会計適用債20万円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、社会資本総合交付金の交付決定に伴い、325万円を減額計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、収入見込みにより352万3,000円を減額計上いたしております。内容としましては、水道管移設受託事業収入766万6,000円を減額計上する一方、前年度の精算に伴い流域下水道事業市町村負担金返還金414万3,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては12ページ、13ページに記載してお

りますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、地方公営企業法移行支援業務委託料の確定により、14万5,000円を減額計上いたしております。

次に、事業費につきましては、不用額の調整に伴い2,065万3,000円を減額計上いたしております。主な内容としましては、事業費の確定により、流域下水道事業負担金381万9,000円を、公共下水道工事設計業務委託料391万6,000円を、公共下水道工事1,291万8,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、公債費につきましては、一時借入金の確定により75万1,000円を減額計上いたしております。

続きまして、4ページをご参照願います。

第2表、地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、起債限度額を1億6,870万円から1億5,880万円に変更いたしております。内容としましては、下水道事業の起債限度額について1億5,560万円から1億4,590万円に、公営企業会計適用債の限度額1,310万円から1,290万円にそれぞれ変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号、専決処分の承認について(令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第5次))を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第29号、専決処分の承認について（令和4年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第29号、専決処分の承認について（令和4年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和4年度岬町深日財産区特別会計決算見込みにおきまして、財産区所有地の貸付け等に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,641万円とするものでございます。

歳入予算の内容につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

財産貸付収入として、土地貸付収入92万4,000円、不動産売払収入として土地売払収入70万5,000円、雑入として樹木伐採補償金117万7,000円を計上いたしております。

関西電力送電鉄塔移設に伴い、深日財産区所有地を資材搬入の進入路及び資材置き場として貸し付けたことによる貸付収入、鉄塔用地としての土地を処分したことによる売払収入、進入路の樹木伐採に伴う補償金が関西電力からそれぞれ支払われたものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

基金費として、深日地区財産区基金積立金143万1,000円、繰出金として、一般会計繰出金137万5,000円を計上いたしております。

財産区の土地収入につきましては、申合せにより51分を財産区の収入とし、残り49分を一般会計の収入といたしております。

財産区収入につきましては基金への積立てを行い、一般会計の収入につきましては繰出しを行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号、専決処分の承認について（令和4年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第30号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第6、議案第30号、「令和5年度岬町一般会計補正予算（第2次）について」をご説明いたします。

今回の補正予算は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民や事業者の皆様に対して、生活・暮らしへの支援や事業の継続を支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じて事業を行うための従来の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」から拡充した、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して、住民税非課税世帯を対象とした給付金の支給、小中学校給食保護者負担金の減額、町内の事業者への支援金の支給に加えて、「子育て世帯生活支援特別給付金」については、低所得の子育て世帯に対して食費等の物価高騰などによる支出の増加の影響を踏まえ、児童扶養手当の受給者であるひとり親世帯、または、住民税が非課税であるひとり親世帯以外に対して特別給付金を給付するものでございます。

なお、これらの事業はいずれも、原則課税情報等を活用することでプッシュ型により迅速に給付を行うこととしております。一方、これにより難しい場合は、申請により給付を行うものでございます。また、対象となる方へ迅速に給付するため早急に事務処理に着手する必要があることから、本補正予算につきましては、委員会に付託することなく、この場で先議をお願いしたいと存じます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照願います。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億965万7,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして、2,008万2,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る町の独自支援策として、年間の給食保護者負担金を50%減額するもので、小学校給食保護者負担金1,291万6,000円を、中学校給食保護者負担金716万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、1億5,697万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金といたしまして、低所得世帯支援分8,958万9,000円を、学校給食費助成分2,008万2,000円を、事業者

支援分3,435万8,000円をそれぞれ計上するとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金（ひとり親世帯以外分）1,294万4,000円を計上いたしております。

府支出金といたしまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金（ひとり親世帯分）11万6,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金239万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして、1億264万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、物価高騰重点支援交付金事業費において、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付する物価高騰重点支援給付金8,301万円を、支給事務に必要な職員の超過勤務手当やシステム導入委託料などの事務費の合計で657万9,000円を計上するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、住民税非課税世帯を対象に、児童1人当たり5万円を給付する特別給付金（ひとり親世帯以外分）1,065万円を、給付事務に必要な職員の超過勤務手当やシステム導入委託料などの事務費の合計で241万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、児童扶養の受給者を対象とするひとり親世帯への給付の実施主体は大阪府であることから、本町においては、事務費のみを予算計上しております。一方、ひとり親世帯以外への給付の実施主体は本町になることから、給付金とともに事務費を計上するものでございます。

商工費につきましては、3,675万円を計上いたしております。内容といたしましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰が様々な業種に広く及んでいる現状を鑑み、町内の事業者の負担軽減を図るため、1事業所当たり5万円を一律支給するもので、事業者支援金3,500万円のほか、事業者支援金事務委託料175万円を計上いたしております。

教育費といたしまして、学校給食費助成事業の実施に当たり、歳入予算において、小学校給食保護者負担金、中学校給食保護者負担金と電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金（学校給食費助成）の計上に伴い、分担金及び負担金と国庫支出金との間で財源更正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの説明の中で、各支援金、各事業について、その周知方法と申請方法は主にプッシュ型で行うという話でしたが、念のために確認したいのですが、小学校、中学校給食費保護者負担を半額にすると、この周知はもちろん学校から保護者にプリントか何かで周知するのですが、その周知方法を知りたい。それから、低所得世帯支援ですね、これについても周知方法、これも申請が要るかと思うのですが、それを知りたいと思います。あと、ひとり親世帯もそうですし、ひとり親世帯以外分もそう。

それから、商工費については、この事業者支援は多分商工会等に委託するのでしょうかけれども、これも商工会からどういうふうにするのか、その申請方法などをここでお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 まずは給食費の周知方法なんですが、本議会でご承認をいただきまして後日、もう既に校園長会の中では、この辺の周知方法は共有しております。この決議をいただいた後で、各学校のほうから保護者宛てに児童を通じて周知する予定となっております。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

非課税世帯に対する3万円の給付、併せてひとり親世帯分以外の分につきまして、周知につきましては、ホームページと併せてLINEの公式アカウントで周知をさせていただきたいなと思っております。また、広報誌である「岬だより」についても周知をさせていただこうと考えております。

申請の要らない部分については、できる限りプッシュ型で対象者に通知をすることになります。ただ、申請の必要な方はやっぱり中にはおられるということで、そういった制度を周知がなければ知り得ないこともありますので、しっかりと周知には取り組んでいきたいなと思っております。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 岬町物価高騰対策事業者支援金についてご説明いたします。

本支援金につきましては、円安、社会情勢の変化により、物価やエネルギー価格の高騰による影響が広く他業種に及んでいる現状がありますので、広く町内事業者の皆さんの負担軽減を図るために創設するものとなってございます。

対象者は、本町内に事業所を有する法人及び個人で、令和5年4月1日以前から事業を行っていること、確定申告を行っていただいていること、主たる収入が事業収入であること、許可が必要な業種については当該許可を受けていることなどを必要な条件として、支援金1事業者について5万円を支給するものでございます。

議員がおっしゃってくださったとおり、受付とか問合せについては、今までどおり岬町商工会さんに委託する予定としてございます。なお、町といたしましては、チラシを作成し各戸配布する、また、町のホームページ、LINE等で周知していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 せっかくの支援事業ですので漏れのないように、周知に関しては丁寧に、対象者全てに届くようによろしく願いして、終わります。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 それぞれの事業で、プッシュ型がとれるものはプッシュ型でということでしたが、支給の時期についてお聞かせいただきたいと思います。

また何かの手当を振り込むときに一緒に振り込むとか、例えばひとり親世帯分等においてはそういう計画であるのか、子育て世帯生活支援特別給付金事業、2種類ありますけれども、大阪府から直接のものと、もう一つは岬町からと、これの給付時期について一つお聞きしておきたいと思います。

それから、事業者支援については完全に申請に基づくものということだと思うのですが、現時点で大体のスケジュールをもしお決めになっておられたら、いつ頃の時期から受付をして、いつ頃締め切ってという格好でスケジュール感を、受け取れる時期のことも含めてお聞きしたいと思います。

それから、低所得者世帯支援についてもプッシュ型で3万円ということなのかもしれませんが、これも受け取れる時期——給付時期についてお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業費のひとり親世帯分につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当を支給されている方につきましても、大阪府のほうから5月31日付で振込が完了していると聞いております。ただ、このひとり親である方でも、何か公的年金を受給されているとかで支給されていない方につきましては、6月中には申請受付をさせていただいて、速やかに7

月中までには振込をさせていただきたいなと思っております。

あと、ひとり親世帯以外分につきましては、これもシステム改修が必要になってきますので、本日議決賜りましたら、直ちにシステム改修の依頼をしまして、できれば6月末を目指してプッシュ型で通知しまして、それも速やかに振込をさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、こちらにつきましては家計急変の対象もございますので、そちらについてはしっかり周知をさせていただいて、家計急変になったという方については申請の受付もございますので、周知に取り組んでいきたいなと思っております。

あと、非課税世帯に対する分につきましても、この補正予算を議決賜りましたら直ちにシステム改修を行いまして、確認書等については7月中に発送しまして、プッシュ型の振込につきましては8月頃の振込を考えておりますが、なるべく早くできるものであれば速やかに進めていきたいなというふうに思っております。また、確認書の必要な場合につきましても、速やかに確認書の確認をいたしまして順次、振込をさせていただきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

予算をご承認いただきましたら速やかにというところですので、7月ぐらいから年内には支給してしまいたいというふうに考えているところですが、今現在、働く世代応援商品券の参加協力店の手続等を商工会にお願いしてまして、それが6月16日に締め切られるというところもございまして、開始時期や申請受付の仕方等についても話合いをしているところでございますので、それが決まり次第速やかに周知をさせていただいて、皆さんに知っていただき、早めに申請いただいたものから支給していくというような考えでおりますので、お願いいたします。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 質問ではありませんが、今、申請が必要なものについて言及がありました。申請についてはできるだけ簡易なもの、分かりやすいもの、記入欄も大きいもの、工夫していただき、周知に努めていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第2次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第31号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第3次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第7、議案第31号、「令和5年度岬町一般会計補正予算(第3次)について」をご説明いたします。

ロシアによるウクライナ侵攻などを契機に、原油価格や食料品価格をはじめとする幅広い品目の価格が上昇していることから、国内総生産(GDP)全体の半分以上を占める個人消費を減らし、景気回復に遅れが生じる懸念も指摘されております。本町の財政につきましても引き続き厳しい環境にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,951万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、マイナポイント事業費補助金229万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、マイナンバーカード取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント事業について、申込期限が5月末から9月末に延長となったことに伴い、

必要経費の全額を補助する当該補助金を増額するものでございます。

府支出金といたしまして、デジタルサービス導入促進事業費補助金115万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、市町村のデジタルサービスの充実に向け、大阪府が公式LINEの機能拡張未導入市町村を対象に共同調達を行い、必要となる経費の一部を補助するものでございます。

寄附金につきましては、多奈川小学校卒業生からの指定寄附10万5,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金629万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、975万円を計上しております。主な内容といたしましては、マイナンバーカード取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント事業について、申込期限が5月末から9月末に延長となったことに伴い、窓口対応に必要な会計年度任用職員に係る経費や事務費など合計229万7,000円を、7月末付けの自己都合退職者1名分の一般職退職手当514万3,000円を、市町村のデジタルサービスの充実に向け、大阪府が公式LINEの機能拡張未導入市町村を対象に共同調達を行い、岬町公式LINEの機能の拡張をするに当たり、必要な拡張機能導入委託料と拡張機能利用料の合計231万円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、多奈川小学校卒業生による指定寄附金10万5,000円を楽器購入費に充当するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第31号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第3次)については、会議規則

第39条1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第32号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第8、議案第32号、「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員西田明枝氏は、令和5年6月17日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、西田明枝氏の選任についてご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第32号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第33号、岬町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第9、議案第33号、岬町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

岬町教育委員会委員の鳥居幸雄氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1283番地、生年月日は昭和27年2月13日です。経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。また、教育委員の任期につきましては4年でございます。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第33号、岬町教育委員会委員の任命についてを起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 お諮りします。

日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第12、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第12、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3件は、一括議題とすることに決定しました。これより本3件についての提案理由の説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、多賀井博子氏は、令和5年5月31日をもって辞任されましたので、その後任として竹内敦子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴、経歴等につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

続いて、日程第11、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、辻川夫美子氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として嶋坂美和氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては、議案書に記載のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

続いて、日程第12、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、竹本靖典氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として坂原寛則氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴については、議案書に記載のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 申し訳ございません、諮問第2号の嶋坂様の裏面の経歴のところ、下から4行目のところの「令和28年4月」と書いてありますが、「平成28年4月」の誤りでございますので、この場で訂正をさせていただきます。また後ほど議案のほうを差し替えさせていただきます。申し訳ございません。

○竹原伸晃議長 これをもちまして提案理由の説明を終わります。

これより本3件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本3件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、諮問第1号は、これを適任とする意見を付することに決定しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、諮問第2号は、これを適任とする意見を付することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを起立により採決します。

本件はこれを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、諮問第3号は、これを適任とする意見を付することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第13、報告第3号、令和4年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第13、報告第3号、「令和4年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」をご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしましては、働く世代応援商品券交付事業費ほか6事業となっており、翌年度への繰越額の合計は2億2,140万8,000円となっております。また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、令和5年度に収入が予定されます「未収入特定財源」といたしまして、令和4年度の国庫支出金、府支出金の交付決定や地方債の同意に基づき、翌年度に収入予定の国庫支出金、府支出金及び地方債を合計で1億7,576万2,000円、「一般財源」は4,564万6,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、一般会計補正予算（第10次）及び（第11次）におきまして限度額を設定し、既に翌年度に明許繰越を行ったものでございます。各事業に係る金額及び財源内訳については、ご覧のとおりとなっております。

以上が「令和4年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書」の概要でございます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、令和4年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

総務文教委員会さんには、委員会付託の審議についてよろしくお願ひします。

次の会議は、6月27日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもお疲れさまでした。

（午後 4時03分 散会）

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年6月8日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 早 川 良

議 員 中 原 晶